

3 第十条の規定は、共済組合等が前項の規定による住宅の建設のための資金を調達する場合について準用する。

4 内閣総理大臣又は自治大臣は、国家公務員又は地方公務員の財産形成について、第四条の規定に基づき定められる勤労者財産形成政策基本方針の趣旨が生かされるように配慮しなければならないものとする。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法の適用を受ける船員に関しては、第四條第一項並びに第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)第五条並びに次条第一項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四條第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)中「勤労者財産形成審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

(調査等)

第十七条 労働大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定めるに必要の調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、勤労者財産形成貯蓄契約に基づき預入等をして、勤労者を雇用する事業主に對し、当該契約の締結及びこれに基づく預入等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

第二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の八の次に次の一号を加える。
二十三の九 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第 号)に基づいて、勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得に係る部分に限る。)を定めること。
第四条第七項中「及び第二十四号」を「から

第二十四号まで」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十一号の次に次の一号を加える。
四十一の二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

第十二條第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

(運輸省設置法の一部改正)

第四條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十四号の五を第二十四号の六とし、第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 船員に係る勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

第五十七條中「及び勤労青少年福祉法」を、「勤労青少年福祉法」に改め、「昭和四十五年法律第九十八号」の下に「及び勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第 号)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第五條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は港灣労働法」を、「港灣労働法」に改め、「(昭和四十年法律第百二十号)」の下に「又は勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第 号)」を加え、同条中第三十二号の十一を第三十二号の十二とし、第三十二号の五から第三十二号の十までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の四の次に次の一号を加える。

三十二の五 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成政策基本方針を定めること。
第六條第一項第十一号の四中「及び港灣労働

法」を、「港灣労働法」に、「の施行」を「及び勤労者財産形成促進法(第九條から第十二條までの規定に限る。)の施行」に改める。

第八條第一項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

第八條第一項第十四号中「家内労働法」の下に「勤労者財産形成促進法」を加え、同条第三項中「第九号」の下に「及び第九号の二」を加え、「及び家内労働法」を「家内労働法」に、「の施行」を「及び勤労者財産形成促進法の施行」に改める。

第十三條第一項の表中中央最低賃金審議会の項の次に次のように加える。
勤労者財産形成審議会 労働大臣の諮問に應じ、勤労者の財産形成に関する重要事項を調査審議すること。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第六條 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第八條中「六人」を「七人」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第七條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第七項中「第十九條の二」の下に「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第 号)」第十二條第一項において準用する場合を含む。」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第 号)

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二條のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の三を第二十号の四とし、」を加える。

理由

勤労者の生活の安定を図るため、勤労者の財産形成を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野原国務大臣 ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
近年における目ざましい経済成長に伴って、わが国勤労者の賃金水準は年々大幅に上昇しつつある反面、貯蓄や住宅等の資産保有の面では、まだまだ貧弱であることは、争えない事実であります。したがって、今後においては、勤労者の資産の充実にもっと各方面の努力と関心が向けられなければならないと考えるものであります。

現に、勤労者の多くは、将来に備えて、営々として貯蓄につとめ、また、持ち家の取得等に非常な苦勞を重ねております。このような勤労者の負担を緩和し、さらには資産の充実を促し、真に豊かな安定した勤労者生活を実現するためには、労働条件の改善、物価の安定等の基本的施策の充実強化をはかることが必要であることは言うまでもありませんが、勤労者がみずから進んで行なう貯蓄への努力に対して、直接に政府が援助を行なう道を開くこともきわめて重要と考えるものであります。また勤労者の自主的な努力によって行なわれます貯蓄について、その一部が立ちおくれの著しい住宅の建設に役立つような仕組みを設け、政府がこれを援助することも必要であると考えるの

であります。

さらに、勤労者の住宅保有を進めるためには、現に多くの企業が従業員に対する持ち家援助を行なっているか、その協力を得ることが、現実的に即し、かつ、効果的なやり方であると考えます。

このような観点から、西ドイツ等の先例に学ぶとともに、わが国の実態に即した勤労者財産形成政策について研究を重ね、今回この法案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、勤労者が預貯金、有価証券、持ち家等の資産を保有することを促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、この目的の達成に資するため、国及び地方公共団体は、勤労者について、貯蓄の奨励及び持ち家の取得を促進するための施策を講ずるよう配慮するとともに、労働大臣は、関係大臣とともに、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針を定めるものとしております。

第二に、勤労者が金融機関等と契約を締結し、三年以上の期間にわたって定期的に、貸金から控除する方法により、事業主を通じて、預貯金の預け入れ、金銭の信託または有価証券の購入をし、その預け入れ等の日から少なくとも一年間は、払い出したりは譲渡を行なわないこととするものを勤労者財産形成貯蓄として、勤労者がこれを行なうときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得税の課税について特別の措置、すなわち元本百万円までにつき、それから生ずる利子等を非課税とする措置を講ずることとしております。なお、この場合、その手続等について事業主の協力を求めることとしております。

第三に、勤労者の持ち家建設の推進をはかるため、雇用促進事業団は、事業主及び事業主で組織された法人並びに日本勤労者住宅協会に対し、勤労者分譲住宅の建設資金を、貸し付ける業務を新

たに行なうこととしております。この場合に、雇用促進事業団はその資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、協力を求めることができることとしております。

なお、事業主は、勤労者の持ち家の取得を効果的に推進するため、必要に応じ互いに協力するようにつとめるものとし、国及び地方公共団体は、この場合、事業主に對し、必要な助言、指導等の援助を与えることとしております。

第四に、勤労者財産形成政策基本方針その他の勤労者の財産形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、労働省に、勤労者財産形成審議会を置くこととしております。

なお、この制度は公務員にも適用がありますので、その場合の特例、すなわち、預け入れに伴う控除の手続、各種共済組合の役割等についても規定してあります。

その他、この法律案においては、労働大臣が行なう調査等に関する所要の規定を設け、また、給付員に関する特例を置くとともに、その附則において、関係法律について所要の整備をしております。以上申し上げましたとおり、この法律案は、勤労者がみずから進んで財産形成につとめる場合に、事業主の協力と、国及び地方公共団体の援助とによつてこれを促進し、勤労者の生活基盤をより強固なものにしていくことを目的としております。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

雇用促進事業団における業務の運営に関する問題調査のため、本日、雇用促進事業団理事長堀秀夫君に参考人として御出席を願ひ、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「意識なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○倉成委員長 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 東洋株式会社というのがありますけれども、これは自動製びんメーカーで、業界では中堅企業だという話であります。倒産前の従業員が約五百名、組合員は約四百名でありますけれども、これが製びん業界の設備投資の過大、そういうようなことで、あるいは乱売というふうな事情があつて、経営状態が思ひにくくなつてきた。同時に大手需要先に対する従属関係を非常に深めてきたというふうなことで、その後の経過の中から四月十七日に倒産をしたわけでありまして、この東洋労働組の背景の中には東洋ガラスという会社がありまして、この東洋ガラスというのは実は不当労働行為等で十件近い問題を起しておる、それがいづれも労働委員会あるいは裁判によつて敗訴になつておる、そういうたいへんな会社でありますけれども、それが実は背景に介在をしておる、そして今日に至つておるわけでありまして、

でも、四月十七日に会社が倒産をした直後に、労働組合としては当然全員解雇になるかも知れぬ、そしてその結果、失職をすることによつて組合員の生活基盤が大きく動揺する、そういう展望に立つて、最低限の生活保障だけはしたいということ、会社側としては倒産と同時に、一時の混乱で会社に迷惑がかかっても生産の再開に努力するといふことであつたので、破産による企業閉鎖といふ最悪の事態になれば、これは退職金を中心とする経済的な諸条件をできるだけ有利にするようにしようといふようなことで、生活を防衛するといふんですか、そういうことで基本方針を組み立てたわけでありまして、どうもその後会社側の態度というのが非常に不法であるといふことであ

ります。

四月十八日に、倒産した翌日に実は会社側と組合とで団体交渉を持った。そのときに一つは、今後の労働条件一切については労使協議の上決定する。第二番目には、組合活動に必要な食堂、寮、社宅、浴場その他厚生施設の利用を認める。第三番目には組合役員及び組合員の職場立ち入りを認める、これが四月十八日でありまして、倒産の翌日という覚え書きを取りかわしたのですけれども、それにもかかわらず、会社が数日後にこの覚え書きというものを実は破棄した。そうして支払い能力をたてにやつて全員に自宅待機を命じ、その間六〇%の賃金保障を行なうという一方で一方的に言明をして各職場に立ち入り禁止を通告したわけでありまして。

これがいささかでありますけれども、第一番目にお伺いしたいのは、一般に、会社が人員整理をする場合には使用者の恣意的なあるいは主観的な方法をとらないという、そういう私は信義上の原則があると思ひます。もちろん正当な理由がある場合には、全員解雇ということも許される場合がある。しかしその場合でも、ただ使用者側の恣意的なあるいは主観的な方法によつて解雇すべきではないかと思ひます。そうしてこれによりまして、四月十八日に実は覚え書きをかわしておる。会社側は、覚え書きだから、それは協定ではないからこれに縛られる必要はない、こう言つておるんだけれども、倒産が十七日、その前後は私は事態としても非常にあわただしいような状況があつたと思ふ。その中で行なわれた国交の際に覚え書きとして双方が取りかわしたものが拘束力を持つのか持たないのか、その点をどうお考えになつておるか、労働省として。

○石黒政府委員 一般論としてお答え申し上げます。具体的事案は裁判所に係属してございまして、具体的事案についての判断は差し控えたいと思ひますが、一般論といたしましては、労働組合と使用者の代表者の間で、労働条件等について合意ができました場合に、これが文書にな

され、代表者が署名または記名捺印いたしました場合には、その題が協定であろうと覚え書きであらうと、その内容と形式に従ひまして、これは労働組合法上は労働協約の効力をもつというのが一般論でございます。

○山本(政)委員 いまのような一般論としてそういう御答弁をいただいたわけですが、会社は数日後そういう協定を放棄をした。そしてその後六〇%の賃金の保障すら困難だという事情で、東洋硝子株式会社の川崎工場へ出向させることになった。で、組合員がそれを拒否をした。拒否をする理由としては、私が調べた範囲では、東洋硝子の労働者というのは三十七歳から三十八歳で平均四万少しかりの賃金をもらってゐる。それが六〇%の支給ということでは生活ができない。しかも、九時から五時まで拘束されるということになると、これは生活ができないと思うのです。そういうことで、実は就労せよというのを就労しなかったというところで全員解雇というものが出たわけですね。その点について、平均四万ちょっとだとすれば、六〇%なら二万少しです。そういう中で就労しても生活はできないということになれば、自然はほかの方法をとらざるを得ない。いまアルバイトに行っても、かなりの金額がとれると思うのです。そういう場合、就労しなかったというところに対して、労働者のはうに責めがあるのかどうか、この辺はどうなんですか。

○岡部(實)政府委員 一般に事業主の責めに帰すべき事由によって仕事が行なわれないという場合には、その就労期間中に、当然事業主が基準法二十六条に基づき手当を支給するというところに相なると思ひます。いまお話の、いろいろな事情から他の事業場に行つて働くということについては、特別にその間にいろいろな話し合いがない限りにおきまして、強制的には就労させるといふことにはならないと思ひます。

○山本(政)委員 そういふ中で出向させられる。その出向について、実はいろいろないきさつがあるわけでありまして、これは全員にその労働条件を

提示し、そして賃金なり職種なりあるいは労働時間なりを話し合いをしないので、一方的に何人かの人を出向させる。しかも、その出向させるいきさつについては、酒食の供応といふものか、あるいは個別的に当ってゐて、そして勧誘するといふような方法でやつたようでありまして、これは日にかも場所もわかつておられますけれども、別に申し上げる必要もないと思ひますので申し上げませんけれども、その中で六名の人がそれに応じて――

実際は七名でありますけれども、応じてゐる。そして一人の人は、川崎に行つて、その工場長と会つて、そしてその労働条件が、初めに勧誘されたときと違つたので帰つたわけですね。その場合に、その人は、帰つたからというわけでは解雇の対象になり得るかどうかどうだろうか、それが一つであります。

それからもう一つは、本来ならば、組合とそういう覚え書きをかわしたのですから、私は拘束力を持つと思つたのですけれども、その場合に、組合にあらかじめそういう話し合いをしないで、個別に引き抜きをやつた。そして川崎の工場へ行くようにしたといふことは、覚え書きに反しはしないだろうか、この二点についてお考えを聞かしてもらいたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 お話のように、ある会社が、休業期間中に、休業しておる職員につきましては、その事業場に出向を命ずる、それを拒否するといふか、受け入れないといふ場合でございますけれども、一般論といたしまして、休業中にはまだ雇用契約はあるといふことでございまして、その雇用契約に基づいて、たとえば同一の会社のほかの工場に出向といふような場合には、その従業員もその会社の中で働くことでございますから、当然就業しなければならぬと思ひます。

ただ、直接関係のない、いわゆる他会社のほうに参入といふことになる場合には、必ずしもその就業に應ずるといふ義務はないといふふうに考へております。よつて、そのことを理由とする解雇といふことが正当な理由であるかどうかは、それだ

けでは判断できない。一般的解雇問題として考へていかなければならないと思つたわけでございます。

なお、覚え書きの違反かどうかの問題についてはこれは先ほど労働局長が一般論として申し上げましたとおり、協約が締結されておる場合には、当然その協約の条項に違反するかどうかといふことで判断すべきだと思ひます。

○山本(政)委員 そうすると、つまり東洋硝子という会社があつて、その東洋硝子の中で労働の間覚え書きを取りかわしたわけですね。ですから、別会社の東洋硝子の川崎工場へ行くときには、当然事前に話をして、そして出向さすべきだし、もちろん個々に折衝して、そしてそれを引き抜いて川崎工場へ持つていくといふことは不当であるし、同時にそれを拒否することによつて解雇の理由にはならぬ。同時に、解雇するための基準の一つとして、出向することを拒否したから要するに就労の意思がないものとして解雇の基準にすることも誤りだと思ふのだけれども、その点はいかがですか。

○岡部(實)政府委員 通常の場合に、解雇事由につきましては就業規則その他で定めておるわけですね。特にこういう場合に、仕事はなくなつた。要するに現に休業中であるといふ場合でございますが、いまおっしゃつたように、他会社にとにかく就労するといふことは、新たにその雇用関係を結ぶといふことになるわけですから、これは本人の自由意思によるべきものと思ひます。したが、いましてこの東洋硝子は休業は休業、その休業がもう続かなくなつてほんとうに解雇して行くといふこととなれば、そういう形で解雇を当然すべきだろうと思ひます。

○山本(政)委員 これは会社側のほうから出た書面でも、もちろん裁判所に提出しておりますが、労働基準法百十條、これによれば即時解雇に関する規定だと書いてあるのですけれども、そうであるかどうか。私は、条文にはそう書いてない、報告の義務ですか、そういうふうに書いてあると思ふのだけれども、報告の義務ですね。これは間違ひ

ございませんね。

○岡部(實)政府委員 これはいまおっしゃるよう使用者、労働者が基準法の施行に關しまして行政官庁あるいは監督署からいろいろな報告を求められたときにはそれに従つて報告しろ、こういう規定でございます。

○山本(政)委員 あるいはどうございました。つまり私の申し上げたいのは、そういう皆さんの考えを会社が持つておるということを実は証明したいわけですね。百十條が即時解雇に関する条文だなどといふことをぬけぬけと法廷に出すような神経が一つはわからぬ。そういう考えを持つてゐる会社だから、そういう正常な労働関係というものを破つて――実は東洋硝子というのは柏の工場が再開をされて人手がほしい、だから個人的に、組合があるけれども、組合の中のものも個別にやつて、そして第二組合を片一方でつくりながら、そしてなおかつ人が足らぬから第一組合の人の勧誘をする。しかも人がほしいけれども、組合の役員あるいは活動家は要らぬといふことでこれは排除するといふのがいまのこの考え方だろうと思ふのです。そういうあり方というのは正常な労働関係であるかどうか、これはどうですか。

○石黒政府委員 第二組合云々のことは私も承知いたしておりますが、東洋硝子の紛争の経過を見ますと、労使双方、特に使用者側におきまして非常に労働問題の処理には不なれである、近代労働関係といふものについての十分な認識が欠けておつた点があるように感じております。

○山本(政)委員 この会社はその後六月四日と五日に女子全員と特別雇用者を即時解雇をしてゐるわけですね。即時解雇をする場合には解雇の手当をすぐ出すべきです、即時解雇ですから。それから解雇を予告した場合には三十日間の余裕があるといふこと、そういうことですね。ところがこれはすぐに払つておらぬわけですね。そして年末近くになつてこの人たちに解雇手当を出してゐるようでありまして、そういう出し方は労使の慣行といひま

すか、基準法に従つてノーマルであらうかどうか

ましたけれども、そういうところが実は四直三交代制をとっておる。そして三直三交代制をとっている会社側の例としては野崎硝子、大久保製塩、市村硝子、それから東洋ガラス、そういうふうに相当多数存在するということふうに言っているのですけれども、問題はここにも実は会社側の作爲があるような気がしてならない。というのは、四直三交代制をとっているところが現実には多いわけです。多い上に、自動製塩協会という協会のメンバーに入っているところはほとんど四直交代制をとっておるわけです。三直三交代制をとっているところ

○山本（政）委員 私は、この東横の争議を見てみますと、そうして組合の人たちにもけさ会いしましたけれども、いまやっている人たちは全員が就労の意思があるわけですね。就労の意思があるにもかかわらず、そして会社側としても人手がほしいにもかかわらず、組合役員並びに組合活動家を排除しておる。そういうことで、現実には人がほしい職場、柏工場では社員募集をやっているわけです。しかし、そういうことで、かたくなに組合の役員の就労、活動家の就労というものを拒否しておるのですけれども、そのために、拒否の方法とし

いておる人たちが言われるように勤務成績が良かつたとか業務の熟練度がなかったということとは本来なら言わないと私は思うのです。それならば二十五年も働くわけがないだろうし、働かせるわけもないだろうし、考えてみれば、全部そういうことでにわかづくりにこういうものをつくつてゐるような気がしてならないけれども、しかし、いづれにしても、組合役員なるがゆえに、それから組合活動家になるがゆえに、全員それは排除していく。そうして組合員の中で活動家でない者は全部個別折衝によつて就労を勧誘しているという

は昭和四十二年十二月に抄業したのと同じ工場に従業員は大多数債務者会社北砂工場より転属したものであるから、従来北砂工場の役職にあった米沢、宇田川、その人たちは柏工場従業員について最もその事情を知悉しているものであつて、基盤の採点の評価に対する組合側のそういう反論といふものは当たらない、こう言つておるわけです。

そうすると、こつちのほうは、砂町工場関係の人たちを、いま言つた米沢とか宇田川とかいふ人たちが、わずか二カ月のうちに査定をした。二カ月足らずのうちに全部その人物を知悉して採点を

じた、こう言っておる。これはこっちに出しておるわけです。

反論されたときは、逆にこの人たちは北砂工場に長くおったのだから柏の人たちを採点をするのには何らおかしなところはない。こういうことなれば、あなたの聞いておる範囲では何かちぐはぐな感じをお受けになるでしょう。こっちの工場について知悉をしないといつて反証したら、実はこっちの工場については知悉をしているのだといひ

うことは、何ら反証にならぬですね。要するに、
そういういかげんなことをこの会社はやつてお
るのです。だから、どう考えてみても、くだいよ
うだけれども、組合役員と活動家をやはり排除す
るというだけのことしか考えてないような気が私
はしてならないのだけれども、きのう何か同交が
開かれたという話も私も聞いたのですけれど、
多少前向きに話が進んでいるのかと思つたら、そ
うでもないような氣もするわけです。労働省のほ
うにそういうことで何かきのうの段階でおわかり
になっているのかどうか、その辺の内容について
ちょっと聞かしていただきたいと思うのです。

○石黒政府委員 私どもが承知しておりますところでは、労働条件等につきましては、双方の歩み
寄りが非常に進んでまいりまして、残る点は解雇
の問題だけである。それにつきましては、会社側
がかなり柔軟な態度を出しつつあるので、団体交
渉妥結の見込はかなりあるという報告を受けてお
ります。

○山本(政)委員　私は、ほかの問題は別としても、当面争点になっておるのは解雇の問題じゃないかと思うのだけれども、解雇の問題というのが片づいて、就労の意思のある人たちを会社が就労させる——これは、そのときの労働条件は別としても、そういう意思があるならばかなり進むであらうと思うのですけれども、その辺について労働省として、今後労使が円満に話し合いができるように、どういうふうな方向をおとりになる用意があるのか、その辺はいかがでしょう。

○石黒政府委員 私どもといたしましては、先般

来この事件につきましては注目いたしました。会社側をたびたび呼び出しまして、事情聴取いたしますとともに、若干の点につきましては、会社側に注意を与えることもいたしております。そういつた私どもの助言というものを尊重されまして、両当事者が誠意をもって団体交渉を進めるということによって、当事者間の自主的交渉で円満に解決することを、現状におきましては強く期待をしております。

○山本(政)委員 最後の一つお伺いしたいのですけれども、いままでも労働省に入った報告とかそののこについて、資料とかそういうものに基づいて御判断になった場合に、私どもの見解は、会社側というものが労組との交渉を無視して、そして休職者に対して個人的に出社命令をするというようなことは、あくまでもこれは組合を無視したと思うのです。その点について私たち、これははいへん強制的のようなことでまことに申しわけないのですけれども、会社の態度というのはいかなるものもあるであらうし、多分に不法な行為があるとお認めになるかどうか、この点はどうですか。○石黒政府委員 会社側の態度をどう評価するかというのを、私どもここで正面切って申し上げることはどうかと存じますが、ただいままでの、御答弁申し上げたところのニュアンスからおくる取りいだしたいと思ひます。

○山本(政)委員 それでは、これで終わります。
○倉成委員長 田邊誠君。

○田邊委員 きょうは、三つの課題について御座います。きょうは、三つの課題について御座います。きょうは、三つの課題について御座います。

一つは、労働基準に関する問題、特に女子労働
に関する問題について、二つ目は、最近行なわ

ている公害防除に関連をして、公害の名のもとに企業が立ちゆかないということで倒産しないしはば散をするということが行なわれておりますけれども、日本製紙にからむ企業解散というものが、あたしてこの種のものに類するのかという点に関する問題、三番目は、さきの予算委員会分科会において取り上げられました雇用促進事業団の黒い

に関する問題、この三つについてお伺いしたいと思います。

最初にお伺いしたいのは、労働基準法に關連をする問題でございしますが、つい最近、昨年の十月八日に東京商工会議所が労働基準法に關する意見というものを発表いたしております。基準法は、御案内のとおり、戦後いち早く制定をされて、いゝわば労働者を守るための憲法として二十数年間施行されてまいったわけですが、言うならば劣悪な労働条件のもとで働いている日本の労働者にとて、この基準法があることがいかに大きなたてになってきたかということとは言わずもがなであります。これは基準法の中でまだまだ十分守られていない点、基準法が完全に施行されていない点、こゝういったものを、どうやって完全に施行させるかが、戦後におけるところの労働者保護育成の立場からいって最大の課題だったということもおわかりのとおりだと思います。さらには時代の進展に從つて、基準法についてさらに国際的なレベルから見て改正をすべき点があれば、当然いろいろな應じていかなければならない点もわれわれはいさゝか考えていいのではないかと思っております。

ところが、東商が發表いたしました意見といふものは、そのほとんど大部分について、いまの労働基準法を實質的に後退させよう、実はこういう意見であることをわれわれは看過することはできないと思うわけであります。ただ一つだけ、通途上事故に対して労災の給付の対象としたほうは、いいじゃないかという意見が私どもと一致する意見であります。これはさきの国会でもって、震災法の改正の際に論議になりました。政府も今十分検討しなければならぬ、こういうことになっておるわけでありますから、言わずもなでりまするけれども、この一点を除きまして、あはほとんどが、いわばいまの労働基準法を改悪しようという考え方に立っておるのであります。断じてわれわれは認めるわけにはいかないのであります。

その中で、特に留意しなければならぬ点は、女

子労働者に対しては、実は各種の改悪を意図していることでございまして、特に女子労働が持つところの特異な性格について思いをいたしたときに、こういういった意見を、いわば経営者の一つのグループであるところのものが軽々に述べることにについては、私はいかがかと思うのであります。特に商工会議所という性格のものが基準法についてこういう意見を述べることにについて、私は、これはまた一つの筋違いでないかとすら思っておるわけでございまして、それはともかくといったしまして、この女子労働についてこれらの意見が書かれていたというこの現実の状態を踏まえまして、われわれはひとつ行政当局も考え方を明らかにして、もたらわなければならぬというように思っておるわけであります。

まず大臣にお伺いしたいのは、この東京商工会議所が発表いたしましたところの意見について、あなたは一体どういう御所見をお持ちであるか。あとで内容についてお伺いいたしますけれども、特に女子労働のそれぞれの問題について一体どういうふうにお考えでありますか。女子労働といふものの性格について、一体どういう観点でとらまえておいでありますか。ひとつ基本的な考え方に ついて、大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○野原國務大臣　女子労働については、これはあくまでも男女は別でございすから、女子には女性としての、男のできない役割りがございす。まず妊娠ということ、子供を育てるというところ、それからやはり家庭生活の中心でございすから、そういう面で、男女同権ではあるが、同時に特別な任務を持つておる。しかし同時にまた、労働力が非常に不足時代になりましたので、御婦人の方々にもできるだけ勤労をお願いしたいということもございす。家庭生活と、あるいは子供を育てること、子供を生むこと、いかにして矛盾なく調和をはかつていかうことの配慮は非常に必要でございす。そういう点を私どもは、あえて、あくまでも母体保護の立場を考えていく。きものだといふふうにお考えしております。

そこで、東京商工会議所の主張を一応拝見をしておりましたが、まあいろいろの面で男女は同じでなければならぬというからには、やはり勤務条件等についてもあまりにどうも甘やかしたところばかりやっておったのではないというふうな意味合いも含まれて、まあした御意見が内部にあったということを知っておるわけでございますが、その点は労働基準法によって、しっかりと、女子労働というものを、いま申しましたような、いかにして女性の特質と両立し得るかという問題について、これからは十分先進国等の例も考えながら御検討願いたいというふうに考えております。

まあそういうような意見等がちょいちょいありまして、それを一々取り上げておるわけでもございせんので、そういう意見もあったかなというところで、労働基準法の研究会等ではあるいは多少の参考意見にはするかもしれないが、その程度である。基本的には何ら変わることはない。労働省の態度は、あくまでも女性を守る、また女性にもできるだけの勤務をやっていたらこうという考えでございます。その基本方針でございます。

○田邊委員 大臣も認識をされておるように、母体保護という特異な性格を持つておる女子労働者に対して、やはり適切な保護を与えながら、しかも就職の機会を広げてやる、こういうことが必要だということは話しておるようでありまして、で、現在商工会議所が言っておるように、女子労働者は甘やかされ過ぎているじゃないか、こういう意見があるようにですけども、現在の基準法からいって、日本の女子の労働者は一体甘やかされておるのですか、過保護過ぎてるわけですか。あなたはそのような認識でございますか。それとも、いやそうでない、適当な母体保護の観点に立つて基準法は適切な措置を求めているわけですし、そしてまたそれをわかに改める必要はない、こういうふうにお考えでございますか、野原労働大臣、どういうふうにお考えでございますか。

○野原労働大臣 現在の基準法というものは、私もなかなかよくできておると思います。ですから、

まだ多少改善を要する面もあるかもしれませんが、おおむね非常に女性の立場も十分に考えた基準法であらうというふうに考えております。私、実は十年ほど前に共産圏を旅行しました。シベリア鉄道を歩いていたら、線路工夫がほとんど御婦人でございます。どうもああい共産主義の国があまりにも女性に重労働をさせておくことはどうかなしとしてみえておったのですが、工場なんかへ行ってみても、女性の方もやはりずいぶん働いておるようでございます。非常に体格がいい。いつの間にか男性化しておって、あまり魅力を感じませんでした。そういう意味では、どうもみなそれぞれで情勢が変わっておると思ふ。中華人民共和国も見ましたが、これなども御承知のように女性の方々が無理な労働をしておるようでございます。これはいいのでしようけれども、むしろ進んでやっておるのではありませんか。女性はその時代が変って近代化が進んできまして、女性はそうした重労働から解放されるべきだ。特に農村では、私は、そのために農業の機械化、近代化を急ぐべきであるということでも、もっぱらそのほうに力を入れたのであります。最近における農村ではどうやらあまり重労働は見られない。だんだんよくなってきております。したがって日本の経済の成長は、女性に対しては昔とはかなり進んでまいった、女性保護の立場は進んできておる。まだしかし、必ずしも十分ではないかもしれません。これは時代とともに大いに改善を加えていく必要があると思ひます。最近では家庭生活なども非常に合理化されて、したがってあまり大きな労働を要しないという面もございまして、そういう面はある意味においては余暇も出たわけです。時間もひまになった。したがって、テレビの前ですわって一日中遊んでおるよりも、ある程度は労働のほうに御参画をいただきたいということも、これまた、労働力不足時代を生んだのですから――まあ甘やかしているとも思ひませんし、また同時に、なかなかうまいぐあいに現在の基準法、わが国の婦人に対する対策はでき

ておる。しかしまだまだ問題がある。できるだけ女性に保護すべきである。大いに子供を産んでもらいたいという立場において、できるだけの配慮を加えていきたいというのが本心でございます。

○田邊委員 あなたの話の中で、特に社会主義の国で何かやっておられたのを見られて云々されるのは、これはもうちょっと研究してください。それは労働時間の問題とかいろいろ研究されないとうわべだけでもって、重労働をやっているような認識を持つのはいささか労働大臣としては浅い知識だらうと思ふのです。これをちょっと見てください。私も中国へ行つてよく見てきました。けれども、それで労働時間はいくらなっているか、それから生理休暇はどうなっているか、有給休暇はどうなっているかということをお私に研究していただきましたから、ひとつあとでその見聞記をお話ししたいと思います。

そこで、だいたい女子労働者も体格がよくなってきたのですけれども、しかしまだ日本の女子労働者は家庭的な面からも解放されない、それからいまの通勤事情からいってもたいへんだ、しかもいまだ家庭の中で核家族化は進んでいませんけれども、まだ親を見なければならぬ、こういういろいろな拘束があるわけですね。二重三重の拘束があるわけですね。そういう中で働いておるわけでありまして、いわばいろいろな面でたいへん苦勞が多いわけでありまして。そこでひとつ、体格がよくなったというけれども、標準型の婦人少年局長に、いま大臣はそういうふうにおっしゃいましたけれども、女子労働の中で特に時間外労働の制限の問題と危険有害業務に対する就業制限の問題等、女子労働者に対してはいわば必要な措置がはかられておると思ふのであります。これらは現在の状態の中でいわば適切な措置であらうと思ふのです。これらについて、これを撤廃をしたり緩和をすることはわかに私はやるべきでないと思ひておりますけれども、あなたは日本の標準型の女子労働者の一番中核であります。あなた自身の体験から徴しまして、現在の女子労働者に対する

基準法上のいろいろな保護規定なり適切な処置は必要であるであらうというふうにお考えでございますか。

○高橋（厚）政府委員 お答えいたします。基準法上の女子に対する保護規定をいたしまして、時間外労働の制限と、まあおっしゃられました危険有害業務への就業制限の点がございまして、その両者とも女子の生理的な機能特に母性機能というものの特別な配慮と、それからまた社会的な要素についての配慮が基点になって設けられたものであると存じます。

時間外労働の制限につきましては、御存じのとおり一日について二時間、一週につき六時間、また年間百五十時間以内ということになっておるわけでございます。危険有害業務につきましても幾つかのカテゴリーがございまして、女子の就業を禁止しているわけでございますが、それそれや

はり諸外国の立法例あるいはILO条約等の規定を尊重して設けられた規定でございます。大臣から申し上げましたように女子保護の基本的な規定といたしましてたいへん重要なものであると認識いたしております。

○田邊委員 そこでいろいろ意見がいわれておるわけですが、私は深夜労働禁止の問題についても、あるいはまた現在の日本の生理休暇の規定の問題についても、実施の面では、適正に行なわれておるところもあるわけでも、まだまだ十分でないところもあるわけでありまして、私は労働省のいままでの指導についてさらに徹底をしてみらなければならぬというふうに思つておるわけでありまして、ひとつあとでもって、こういう際ですから、生理休暇の実施状況なり産前産後の休暇の実施の状況なりお聞かせをいただきます。これがほんとうに適切に行なわれているかどうかということに判断を下したいと思つておるわけでございますが、具体的に見た場合には、最近の実情というのはこれらの女子の必要な休暇なりあるいはまた深夜労働の禁止については、これは厳格に行なわれているというふうな判断をしてよろしうございませうか。

○田邊委員 そこでいろいろ意見がいわれておるわけですが、私は深夜労働禁止の問題についても、あるいはまた現在の日本の生理休暇の規定の問題についても、実施の面では、適正に行なわれておるところもあるわけでも、まだまだ十分でないところもあるわけでありまして、私は労働省のいままでの指導についてさらに徹底をしてみらなければならぬというふうに思つておるわけでありまして、ひとつあとでもって、こういう際ですから、生理休暇の実施状況なり産前産後の休暇の実施の状況なりお聞かせをいただきます。これがほんとうに適切に行なわれているかどうかということに判断を下したいと思つておるわけでございますが、具体的に見た場合には、最近の実情というのはこれらの女子の必要な休暇なりあるいはまた深夜労働の禁止については、これは厳格に行なわれているというふうな判断をしてよろしうございませうか。

○高橋(展)政府委員 女子保護に関する規定の実施状況につきましては、私どものほうで毎年女子保護実施状況調査というのをいたしておりますが、その調査の限りにおきまして、いまこちらにデータがございませぬが、産前産後、生理休暇の取得状況あるいはその他の労働時間を取りきめたところの女子保護のいろいろな方法についての実施状況でございますが、それなどはおおむね、産前産後につきましては規定の六週間を上回る休業が確保されているように記憶いたしております。また生理休暇につきましては、これもただいま手元に数字がございませぬが、生理休暇を必要とする女子がその生理休暇を請求いたしました場合には、それが確保されているというような答えであつたように記憶いたしております。

○田邊委員 もう一つは、国際的なわが基準であるところのILOの中で婦人労働に関するいろいろな条約があると思うのですけれども、これが日本は一体どの程度批准をしておるのか。あるいはまた百十一号、百三十三号、百三十九号等、いわば今後日本が批准を迫られている問題も数多くあると思うのでありますけれども、そういう点に対して一体どういふような態度でもって日本の労働行政を受け持つあなた方としては対処しようとしているのか。この点に対してもひとつお伺いしたいと思ひます。内容はわかつていふからよろしうございませう。

○高橋(展)政府委員 ILO条約関係につきましては、女子保護に関する条約で今後の批准が課題とされているものが幾つかあるわけでございまして、私もといたしましては前向きな姿勢でこれらの批准の問題について検討をいたしたいと思っております。

○田邊委員 抽象的なお答えだけでも、御婦人だから少ししておきませう。

そこで最近、この労働基準法についての改正を意図して、昭和四十四年の九月から三年間の目標でもって、この基準法に対して改正に関する研究をしてもらおうという労働基準法研究会というものを

をつくつておる、こういうように聞いておるのではありませんけれども、これは一体いかなる目的でもって、また終局の結論は一体どこに置いて、どういふ観点においてこの研究会をつくられておるのか、現在の進行状態は一体どうなのか、総合的な面でけっこうですからお答えいただきたい。

○岡部(實)政府委員 ただいま御指摘の基準法研究会は、一年前、四十四年九月から発足をいたしました。それで今日まで三つの小委員会をいろいろ御検討いただいております。目的をいたしましては、基準法が制定されてから今日まで二十年以上の年月がたつておりました。具体的に個々の規定がどのように施行されているのか、それが実態面であつたかどういふ関係になっているかというふうな実情を、実態並びに法制的にどうなつていふかというのをまず研究すべきだということ、その研究会はまさにそういう実態を把握するという目的で発足をいたしました。

いまだで三小委員会をつくりましてやってきておりますが、そのうちで安全衛生の問題につきましては、具体的にいまの安全衛生の諸規定と、それから最近の技術革新その他の問題との処理の点についての実態が、ある程度つかめてまいつております。そのほかの点については、まだほんの研究の緒についたところでございます。いまのところ、実態をつかむべき資料をいろいろ御検討願っている、こういう段階でございます。

○田邊委員 基準法の改正はもろん基準審議会にはかるわけでしょう。あなたのほうは大体、一つの定見を持ってないようなことを言ひまして、この種の、いわば私的な懇談会だとか研究会をつくりまして、これは三年を目途だといふのですけれども、大体二年十月くらいは何か天のぬぼをかき回すような研究をしているように見えて、最後のところへいきますと脱兎のごとく一つの成案を得て必ず労働大臣に結論を具申をする。それを受けて法改正に持ち込むというのが、いままでの手なんですよ。これは大体そういう手段なんです。これはいわば一つの隠れみのなんです。

は、そういう形でもってこの研究会があるとすれば、これはたいへんな間違いだと思ふ。本来的に、現在の基準法がどう施行されているか、それからその中でもってさらに改善をするものは一体どういふようなものかということについては、労働省自身が把握をし、労働省自身がそれに対するところの一つの定見をまとめていかなければならぬのであります。何も持っていない、私のほうは何も意見がないというふうなことをいつておつて、研究会でもっていろいろのことをやって、いよいよ最後になると、一つの意見ができた、これは第三者なり学識経験者が出した意見だから、有力な意見だから、これをもとにして改正をしなければならぬ、こうなつてくると思ふのです。いままで大体そうでしょう。大体そう。そういう機関にされては、はなはだ迷惑なんです。やはり労働省自身が、これらの問題に対しては、いままでの経過を踏まえて、一体どうあるべきかというところに対する労働省自身の意見をまとむべきだといふふうに私は思つてゐる。私がそういう質問をする、それをまとめるための一つの手段、この研究会がいろいろな意見を出しても、そのものでもって決してわれわれは盲従するものではありません。と言ひに違ひないのだ。けれども、いままでは大体そうだった。だから私は非常に危ぶむのです。

現に、あなたも、ただ単に何か調査研究してらうって、実態を把握してらうっている、こういふ。私が問題にいたしました東京商工会議所のこの意見の中にも、一番最後に、労働省の労働基準法研究会においてひとつ積極的に検討してもらいたい。それからいろいろ細部についても、労働省の労働基準法研究会においてこの点に關して十分な検討を行なわれない。きわめて重要視しているのです。この研究会でもって、われわれの意見を取り入れて一つの結論を出してもらいたい、そういう場所だといふ認識を東商の人たちは持つておるのです。だから、あなた方が考へていふようないわば軽い形でもって、懇談会的にやつていふと

いうように世の中は見えていない。おそらく基準法改正に対する一つの方向づけをするだろう、そのレールの上に乗って役所は作業を始めるだろう、こういう認識をしていふわけであつて、すでに一年有半たつてゐる、そろそろ私が言つていふような形があらわれてくるのではない。しかも形があらわれたときはすでにおそい。レールは敷かれたという形になるわけですから、そういう点で、私は女子労働者の問題を取り上げましたけれども、これはそれだけではないのであります。それ以外にパートタイムの問題もありませんし、あるいは監視または断続労働の問題もありませんし、交代制労働の問題もありませんし、休憩時間の問題もありませんし、いろいろな問題が実はこの中に出ています。中には、賃金通貨払いの原則の緩和についてなんという、大原則の問題についても何かこれを要しようというふうな動きがあるわけですから、こういう面について、いわば働く労働者の側に立つてその權益を守ろうという行政機関である労働省は、この際き然たる態度が必要であるといふように私は思つておるわけでございませうけれども、私の言つたことの中で間違ひだと思ひ点があつたら言つてください。私の言つてゐることで、それは田邊さんの思ひ違ひだといふ点があつたら、言つてください。ないでしよう。あります。

○岡部(實)政府委員 間違ひを指摘ということ、そういう点は特にございませぬが、ただ私どもの考え方もちよつとこの際お聞き取りいただきたいと思ひます。

研究会自体には、実はいろいろ法曹関係の人、法律関係のそういう実務家の御出身の方もお入りいただきました。もっぱら実務的、法制的に実態をまづはつきりさせたいといふことでやつております。基準法自体の改正問題につきましては、先ほど大臣が冒頭にお述べになりましたように、基準法が労働者保護の立場から最も基本的な法制であることは私も十分認識いたしております。その施行についても努力をすべきことも当然であります。そこで、この改正問題については、

いうように世の中は見えていない。おそらく基準法改正に対する一つの方向づけをするだろう、そのレールの上に乗って役所は作業を始めるだろう、こういう認識をしていふわけであつて、すでに一年有半たつてゐる、そろそろ私が言つていふような形があらわれてくるのではない。しかも形があらわれたときはすでにおそい。レールは敷かれたという形になるわけですから、そういう点で、私は女子労働者の問題を取り上げましたけれども、これはそれだけではないのであります。それ以外にパートタイムの問題もありませんし、あるいは監視または断続労働の問題もありませんし、交代制労働の問題もありませんし、休憩時間の問題もありませんし、いろいろな問題が実はこの中に出ています。中には、賃金通貨払いの原則の緩和についてなんという、大原則の問題についても何かこれを要しようというふうな動きがあるわけですから、こういう面について、いわば働く労働者の側に立つてその權益を守ろうという行政機関である労働省は、この際き然たる態度が必要であるといふように私は思つておるわけでございませうけれども、私の言つたことの中で間違ひだと思ひ点があつたら言つてください。私の言つてゐることで、それは田邊さんの思ひ違ひだといふ点があつたら、言つてください。ないでしよう。あります。

○岡部(實)政府委員 間違ひを指摘ということ、そういう点は特にございませぬが、ただ私どもの考え方もちよつとこの際お聞き取りいただきたいと思ひます。

研究会自体には、実はいろいろ法曹関係の人、法律関係のそういう実務家の御出身の方もお入りいただきました。もっぱら実務的、法制的に実態をまづはつきりさせたいといふことでやつております。基準法自体の改正問題につきましては、先ほど大臣が冒頭にお述べになりましたように、基準法が労働者保護の立場から最も基本的な法制であることは私も十分認識いたしております。その施行についても努力をすべきことも当然であります。そこで、この改正問題については、

あくまでこれは慎重を期さなければなりません。そういう基本的な立場は貫いてまいりたいという事を申し上げておきたいと思つてあります。

○田邊委員 これは、私は東商の例を一応あげたけれども、私は別に東商をたたく意味で言ったのではない。しかし、いろいろな意見がこれから出てくると思うのですけれども、やはり基本的にはいままでの基準法のためえといふのが貫かれながら、時代に即応した形で、より改善をはかる。特に女子労働については、その母体保護という特別な性格を没却することなく、十分それを生かしながら、なおかつ女子に対するところの就業の機会を広く与える、こういう基本的な考え方だけは貫いてもらいたいと思つてあります。先ほど大臣からの答えがあったとおり、現在の基準法はなかなかよくできているのでありまだけれども、しかし、それらについて、より改善をすべき点がありとすれば、十分ひとつその立場に立て、労働者の権益を守るという観点から研究してもらつて、この外部の意見について左右されることはない。こういうふうに認識してよろしうございませう。

○野原国務大臣 御指摘のとおりでございますが、何せ二十三年たつていてということになりますと、過去を振り返り、新しい方向を考えて、一応労働基準法を研究会でお調べをいたしておるわけですが、私どもはこれを改悪する意思はございません。むしろ、より一層いい基準法をつくって、時代とともに、大きくこれが日本の産業経済全体のためにも、また働く労働者のためにも、これが全くいい法律だと喜んでおられますから、その考え方、やはりここらあたりで一回ひとつ総ざらいをしてみようということもいいのではないかと思います。何でも改正すれば、改悪だ改悪だといふこともよくとおかしいのでありますから、決して改悪を考へてないといふふうに考へております。(田邊委員「そんなことを言つてない。だれが言つてゐるのだ。」と呼ぶ) いや、ややともするとそういう議論が出

がちでございますから、田邊さんはおっしゃつておりませんが、とかく非常に進歩的な、進んだ側からはややもするとそういうことを言ひがちでございますが、決してそれは考へてないといふふうな考へております。そういう方向で、しっかりと労働基準法は守るべきものは守り、また労働者のためにはほんとうにこればいいものとして考へます。完全なものにしていきたいといふふうに考へます。

○田邊委員 いまは歴史的に残る大臣の発言だからよく踏まえておきますけれども、忘れないでほしいといふ事。

時間がなから次の問題に移ります。これは東京の赤羽にありますが紙パルプの会社であります。日本製紙株式会社、資本金五億円がこの三月で会社を解散するという措置に出たことは、御案内のとおりであります。すでに二月の十二日の株主総会で解散の議決をしたと称しておるのであります。しかし私は、この日本製紙が解散する理由といふものがどうしても納得しがたい点があると思うのであります。ほんとうにこの日本製紙といふ会社は経営が成り立ち得なくなつて解散せざるを得なくなつたのか。いよいよ倒産一步手前である。こういう状態の中で解散を余儀なくされたといふふうにおもひます。この日本製紙が株主に對して、会社解散理由の報告といふものを出しておられますけれども、これを見ても、最近赤字が大いにかさみ、そして倒産にならざるを得ない状態だといふことはどうしても見受けられないのであります。確かにこの会社は昭和三十八年に倒産をいたしました。そして当時四十一億の負債を背負つて、会社更生法によつて更生計画を立てたといふ経験がございませう。ところが、その後中小債権を六七%切り捨てたといふようなこともございませう。この七年間に負債は約十億になつておるものであります。あとは整理をいたしたのであります。あとは返済をいたしておるのであります。そして昨年の三月までは黒字決算を續けておつた会社であります。最近、原料高あるい

はまた過当競争等いろいろな要素が加わつて若干の赤字を来しておりますけれども、しかしこの三十八年の倒産当時の状態と比べた場合には会社の状態は数段よくなつてゐる、こういうふうな実に見受けられるのであります。この会社が今回解散せざるを得ないといふところに立ち至つたといふのは、他に理由があるのではないかと実は私は思つておるのであります。

この種の会社の状態から見て、いま私が申し上げたように、三十八年に倒産したという状態、その後かなり立ち直つてきた経緯、現在の状態、負債を十億ばかりかかえておるといふ状態、この会社は倒産をせざるを得ない一步手前まで来ているといふふうな、あなた方は役所の経験から、他のいろいろな類似例から見ても考へてございませう。解散をしなければならぬといふ事態に追い込まれてゐるといふふうに通産省では御認識でございませう。いかがですか。

○宇賀説明員 日本製紙の最近の経営状態につきましては、四十四年三ヶ月期で、売り上げ十六億に對しまして利益は約千七百萬元、約一%強といふことになつております。四十四年九ヶ月期には十六億の売り上げに對しまして約一千萬元程度、したがういまして一%を下回つてございまして、紙パルプ産業全体の売り上げ高、利益率と申しますか、これは一つの経営の指標になるわけでございますが、これにつきまして通産省としていろいろ調査をいたしておりますが、対象企業は必ずしも一致しておりませんから直接的に比較するのは若干問題があるかと思ひますが、紙パルプ十一社について大体調査しております。売り上げ高、利益率は三%ないし若千三%弱といふことになつております。もちろん直接的な比較は困難でございませうが、そういうような状態にございませうから、必ずしも経営は好調ではなかつた。四十四年をとつてみますと好調ではないと言ふことができるかと思ひます。それでは、倒産に至るような状況かどうかといふ点につきましては、ただいま御指摘の

法の適用を受けております。この時点で、負債につきましては数字がちょっと手元にございませうが、三十七年の六月一十一ヶ月の売り上げ高は十三億九千四百萬元でございませう。当時更生法適用前に出ました三十七年の六月一十一ヶ月の赤字は一億一千五百萬元でございませう。四十四年は黒字を計上しておつたわけにございませうが、四十五年三ヶ月以降収支が悪化いたしました。四十五年三ヶ月の日本製紙の決算は、十六億円の売り上げに對しまして利益が二百九十萬元、それから九月頃、倒産といひますか解散前の状態にございませうが、十六億一千万円の売り上げに對しまして三千四百萬元の赤字でございませう。十三億九千萬元に對する一億一千五百萬元といふ前の状態と比較いたしますと、計数的に見る限りは今回極度に悪くなつてゐるというところは認められないわけにございまして、問題は、今後長期的にわたる視点においてその会社を經營していくわけにございませうから、その場合、あのような操業を續けていくといふことの長期的な見通しに立つて、会社の経営者としては解散をするといふことに至つたのではないかとどう考へておられます。

○田邊委員 あとで時間があれば言ひますけれども、この会社は機械が非常に老朽化してゐるんで、これがまた問題なんです。いわば非常に能率の落ちてゐるものなんです。これに對して何らの手当ても講じていない。私は、講じない理由があるのではないかと考へてゐます。機械の設置制限といふものが四十四年まであったんです。老朽の機械が見返りとしてなければ、新しい機械を設置することができない、こういうものがあつたんです。三十八年に倒産をした以後、大昭和製紙が株の大部分を握つておつたわけなんです。大昭和製紙が機械を新しくする場合に、その見返りに老朽機械がなければならぬ。老朽機械を見返りとして新しい機械が入れられるという、このような制限規定から見ても、この日本製紙の老朽機械に目をつけたのじゃないかという節があるわけなんです。したがつて、非常に能率が悪い、当然利益が少なくなる

ような仕組みになっている。いかなければ今日を目指してはつておいたような形跡があるのじゃないかと思う。四十四年にこの制限が解除されて、いかならば、大昭和製紙にとってはこの日本製紙というものの存在価値がなくなってきた。なくなってきたというのが極端であれば、薄れてきたというところに、私は、この会社が非常に低能率でもって生産がほとんど上がってこない原因があつたのじゃないかというように思つておるのですけれども、この見方はちがひしていますか。

○宇賀説明員 たいま御指摘がございましたように、通産省では紙パルプにつきまして、官民協調方式による調整をやっておるわけでございます。このうちパルプの段階につきましては、現在調整を存続しておりますが、抄紙機につきましては、四十四年以降着工するものにつきましては調整を行なわないという方針を変更しております。したがって、現在時点では、スクラップ・アンド・ビルドというのを行なわれておらないわけでございます。なお、スクラップ・アンド・ビルドのいわば種としまして、大昭和製紙が日本製紙というものを傘下におさめたのではないかと御指摘でございますが、三十八年に傘下に入つて以来今日まで、この日本製紙の設備をつぶしまして、そのかわりに大昭和製紙がどこかへつくとつたというの事実がございません。しかし、会社の傘下におさめる時点において、あるいはそういうようなことも念頭にあつたかかわりませうが、事実としましては、この日本製紙のものをつぶして、そのかわりに大昭和がこれまでどこかにつくつたということはないかとございいます。

○田邊委員 したがって、いまあなたの御指摘のとおり、そういう意図があつたから、いわばこの会社は利潤率等が向上しない大きな原因をつくつてゐるのですよ。もっと経営を改善しようと思えば幾らでも改善できる余地が私にはあつたと思うのです。それをほつておいた経営の責任というものは、これはきわめて重大だと思ふのです。それを

何ら措置をしないでおいて、今度の解散という、こういう事態になつたことに、私は実は大きな疑問を持たざるを得ないのであります。

しかも、この解散のもう一つの大きな理由というものは、何といつても公害対策がたいへんだということですね。一体、この日本製紙は、ほかの製紙関係の会社と比べて、あなたのほうで握つておる資料から見て、膨大な公害対策のための設備投資をいたしておりますか。企業投資をいたしておりますか。どうでしょうか。

○宇賀説明員 会社が公害関係についてどういうように投資しているかというのことは、現在時点でわれわれが聞いております範囲では、この会社の排水は東京都の公共下水道に流しております。月間三十万立方メートルといふように聞いておりますが、このため一立方メートル五円五十銭、ことしの一月からは若干値上げを要求されて六円六十銭になるというふう聞いておりますが、そういう代金を東京都の公共下水道に払ひまして排水を流しておるわけでございます。それ以外に騒音防止といたしまして若干の設備投資をやつたということも聞いておりますが、現在の時点におきまして、これまで公共下水道に払つております料金以外に、特段に排水関係で過去の実績としまして設備投資を行なつたということはないと聞いております。

ただ問題は、立地条件でございます。この会社が現在やっております主要品種、これは中しんと申しましてダンボールの原料になるわけでございいます。その原料となりますのはSOP、セミケミカルパルプと申しまして、非常にきつた、よい段階の排水を出すものでございまして、いまの日本製紙は、このSOPから始めまして中しん原料に至るまで一貫生産を行なつております。それでは、ほかに中しんの原料の生産はどういうところで行なわれているかといふと、工場の一覧表の中には若干、草加でございますとかあるいは尼崎でございますとかいふ工場もございまして、大半の会社は北海道等が主でございます。そういう立地条件からいって、非常に悪い立地条

件の中で操業を続けているというところは言ひ得るかと思いますが、実績といたしましては、いま申しましたようなことでございいます。

○田邊委員 したがって、SOP廃液を中心としたいわばここから出るものの排水問題について、特別の施設をしておるのではなくて、中間の処理工場があるために、それに対するところの処理料金を月間大体百五十万払つていたというのが普通ですね。それ以外に、確かに四十年以降において六年間に約千四百万、排水浄化の設備が三千万かかっておるそうですが、これをいよいよば用水の再利用の形でもつて必ずしも利用価値がないわけではありせん。用水を再利用するわけですね。そういう形で六年間に約千四百万、一年間に約八百萬の施設をしていくにすぎないのです。ところが、この解散の御報告という中に主としてあげておるの

は、業績悪化によつて改善の見込みが立たないというよりも、公害問題というのが大きなウエイトを占めておるということを実は言つておるのです。昭和四十七年には工場排水最終処理場が完成する、そうならば当然この最終処理料金が加算されていくということを言つておるのでありますけれども、いままでほとんどこれに対するところの見るべき設備をしておらない。こういう状態の中で、これらの経費が必要だということを名目にして解散をするということは、まさに何か公害対策が時代的な要請であるということに籍口いたしまして、いわばこれに対するところの費用を生み出すことができないということと倒産をする、あるいは解散をする、こういういわば公害に名をか

りた擬装倒産、擬装解散じゃないかという、こういう世論の反響を受けるのもやむを得ないのじゃないかと思ふのです。これらの問題に対してどううができないかといふたら、私はできると思ふのです。

さらに、いま課長から話がありました、立地条件が悪い。ところが、立地条件が悪いと言ふけれども、この立地条件が悪いことがまた倒産の理由なんですね。あつたの近くはどのくらい地価は

しておるか知りませんが、たいへんな時価でしょう。約二万坪の土地があると聞いておるのですけれども、これが今度解散をされていよいよ売却をされたとしたらどうなるか。たいへんな——実は五、六十億と一応言つておるそうですが、あるいはそれ以上ではないかと私は思ふのであります。そういう土地なんですね。一体、それならば、この土地の条件が悪いという——これは町の中であつて、排水についても実はいろいろと処理が必要だ、あるいは騒音についても必要だ、悪臭も問題だ、そういうことがありとすれば、それはそれなりに、工場を他に移す、いわばもっと安

いところの土地を求めて移して、そういう中であつて環境をよくしながら仕事をすることは私は決して不可能ではないと思ふのです。そういうことに對するところの努力もしないで、今回突如として解散に踏み切るということは、私はまさに世論に對して引く行爲ではないかというふう思つておるわけでありますけれども、この点はどうかあります。

○宇賀説明員 先ほど、会社がこれまで実績として公害関係にどれだけ経費を支出してきたかというところを申し上げたわけでございますが、条件の変化は将来の問題といたしまして、御承知のように、この会社の使つております公共下水道は公共用水域の水質の保全に関する法律の荒川水域乙というところに出しております。この水質基準は四十二年にきまつたわけでございまして、この段階においてはまだ公共下水道等についても終末処理場は完備していません。したがって、さしあたり暫定的にゆるい基準でけつこうであるということも、このきびしい基準の適用を猶予されておつたように伺つております。しかしながら、四十二年以来相当の月日も経過いたしました、東京都としても荒川の下水対策をやらなければいけないというところで、東京都の下水道局のほうから、あの付近にありますが工場に対しては四十七年四年末に終末処理場をつくつて水を流す。そうならば、いま

のような五円五十銭、あるいは一月からは六円六十銭というところで通報があったようでございますが、この料金ではやれないので、立方米当たり十円程度の引き受け料金の引き上げをしなければいけないという通告があったことは、これは特に日本製紙だけではございません。この地域全体の工場についてでございます。それは事実でございます。十円といたしますと三千万立方メートルでございますから月間三百万円、年間三千六百万円ということになりました。四十四年でこの会社の計上いたした利益が二千七百万円でございますから、もしこれがさらに負担の中に上りまわるといふことになるならば、要するに経営上の大きな圧迫の要因になるという事は事実であらうかと思ひます。ただ、もちろん御指摘がありましたように、公害問題というのは、紙パルプ産業全体共通の問題でございます。特にこの会社の場合には、東京にございます関係上、きびしい基準を要求されて、コストアップの原因となったという事は事実でございます。まして、その場合に、どこかよそへ移転するということが当然考えられると思ひます。この会社の場合にも、株主各位ということで通知の中でいろいろ候補地をさがした。しかし紙パルプ産業、特にSOPというのは非常にきつておると申します。汚水問題等をかかえておると比較的に難なため、適正な候補地を見出すことができなかったというように理由をあげておるといふうに聞いております。

○田邊委員 あなたはそういうふうに言うけれども、あなたは事情を知らぬようだからそういう通り一べんのお答えになるのだけれども、実際はそういう経過を追ってないのです。合理化についても、生産の向上についても、いわば従業員に対して昨年の十一月くらいまでは協力を求めた。そういうことを会社の社長から日本製紙労働組合の委員長あてに言ってきた中において、献身的に働いてもらった、非常にその点に対しては感謝しているという文言が載っておるわけですね。それが突如として十二月になってそういう解散通告になった。そういうことが内外に明らかになされていらないのですよ。株主にしつて知りませんよ。しかも、実際に脱紙パルプということで、マーケットの経営なり、マンションの経営なり、あるいはボウリング場の経営をやろうとしたけれどもやれなかった、と言うけれども、これだつてこの文句を見てごらんない。実際に手をつけたのじゃありませんよ。何かやろうと頭の中で考えたけれども、どうもうまくいきそうもないということをやめちゃった。多角経営の問題については、私ちょっと意見がありますけれども、そういう努力をしてないのですよ。そういう努力の積み重ねの中であつて、最終的に解散なり倒産になつたというなら話はわかるけれども、そうじゃないのですよ。わすか半年くらいで赤字がちょびりだ。あなたがおっしゃつたように、三十八年とは質量ともに違つたわけだ。そういうことの中であつて突如として解散したのは、これはあまりにも擬装倒産、擬装解散ではないか。私がいま言ったように、やはり製紙としてもやれるところの余地はいろいろある、こういうふうには私はいわざるを得ないというふうに思つておるわけでありませう。

さつき申し上げたように、この会社の社長は、大昭和製紙の専務であり、これが直接関連産業であるところの大昭和商事の取締役をやつておる、そして日本製紙の社長をやつておる、こういう状態でありませう。そういう中であつて大昭和の指示に従つて、一にも二にも大昭和オンリーという形で従つて七四%の株を持つておる大昭和の意向に従つて今回解散をする、こういう挙に出たと私は思ふのです。一体、会社が倒産をして、大抵退職金が七億から十億くらい払ふというのです。それから負債が十億、約十七、八億から二十億の清算に必要な金が必要というのでありますけれども、この土地が五、六十億で売れたらどうします。土地の利用という面でも措置ができなかったかという、事後に問題が起つてくると私は思ふのです。現代のことばをもつてすれば、時代に応じないという、みずから何かそういう考え方に立つておる。あるいはそれを、考え方は違つけれども、そういうことに名をかりて解散という措置に出たというふうにはいかれないのでありまして、これは全く社会的に許せない行為じゃないかというふうに思ふのであります。

そこで、労働局長どうでしょう。いまお聞きになつたようないろいろな疑問があります。いろいろ実はただすべき点があるわけですから、こういう種類の解散なり倒産というものがこれからふえてくるのじゃないかと思ふのです。

あなたに要求する前にちょっと通産省に……。あなたは公害防除のために金が要するというけれども、そのためにこそ、いわば政府が手だてを講じなければならぬ。そのためにこそ公害立法をしてやるわけですから、通例のいわば何か経費がかさむような認識でもって企業に相対することは間違ひであります。政府がそれに対して放任することは間違ひであります。これに対しては別の手だてを講じなければならぬ。直ちに、それが負債となり、非常に生産の面でもって大きな隘路になる、こういう道はとらないで済むような手だてというものがあなたの方のほうでもって講じられてしかるべきだというふうに私は思ふのですけれども、それは当然そうでしょう。

○宇賀説明委員 御指摘のとおり、先ほど申し上げましたように、公害問題によります費用の増大というのは、経理を圧迫する一つの要因ということにはなつておるかと思ひますが、もちろんこれがすべてではないと思ひます。公害の設備の關係が本件の場合には公共下水道の利用料の問題でございますから、通常の融資でございますとかあるいは税制上の措置とかいふのは直ちに適用にならないかと思ひますが、こういう問題に非常に困つていられる場合には、通産省としてもできるだけこれを助成するという措置は考へる必要があるかと思ひます。もちろん、申し上げましたように、公害問題というのは一つの圧迫要因ではございますが、これがすべてではない。全般的な市況とか今後の長期的な需給のバランスとかいふ観点から見て、会社としては解散ということを決めたものではなかつたかというふうな考へておるわけでございます。

○田邊委員 そこで労働局長、こういった種類のものが、これからふえてくると思ふんですよ。一つには、私は通産行政に当然関連をして、これについてどう対処するかという政府の姿勢と施策にかかつていふと思ふのです。それからもう一つはこういったものがふえてきた場合に、一体いままでこれこそまじめに働いてきた——この会社も低賃金ですよ。労働条件も悪いです。一時の製紙会社ほど、たいへん好況に立つたような時代というものがなかつた。そういう苦境に立つてきた会社であつた、たいへん献身的に働いてもらったというところを感ぜられるような立場、それが突如として解散、おつぱり出される、こういうことで、このままではいいのですか。しかもその中に、やりもしなかつた公害に対してたくさん金がかかるといふまでも同じような考え方でもってこれから先金がかかる——当然いふゆる時代的な要請にこたへた別の手だてがあるわけですね。そういうものに対して何らの考慮なしに解散をするという形になつて、働いておつたところの労働者は町におつぱり出される、こういうことに対して、私は労働行政という立場からいって、そのままだうつておいていいでしょうか。何らの手だても講じられないのでしょいか。民間の会社だからやむを得ないのだということでもって、企業の問題だからどうにもならぬということでもってやつていいのですか。私はそうじゃないと思ふのです。それならば公害がこれから先いろいろ問題にされ、これから先いろいろ国民的な立場で防ごうじゃないか、こういう政府の考え方の中であつて、特に佐藤内閣においても公害法案をさきの国会で通過をさせて、これからひとつ熱意ある積極施策をやる、こういう状態の中であつて、このことに名前をかりた解散ということによつて労働者が失業する、首を切られるという事態に対して、労働者の權益を守るという立場の労働行政からいって、一

体そのままにはうっておいでいでしょうか。ほうっておかなければならぬのでしょうか。どうです。

○石黒政府委員 日本製紙のような事態は、私どもとしても、企業というのは社会的責任があり、また特に労働者に対する責任がありますので、その責任を十二分に果たしてもらうべき当然の立場にあると思うのであります。こういう事態に立ち至りましたことは私どもとしても非常に遺憾に思っております。

ただ、これをどう扱うかということにつきましては、実は現行法上非常に扱いにくい事件であるということも御理解いただけたと思います。私どもとしても、法律的にすぐどうこうという手段を持ち合わせませんので、通産省と相談いたしまして、この事件あるいはこういう事件の再発というものを何らかの適切な打つ手がないかということをお鋭意研究したいと思っております。

○田邊委員 ちょっと切り口上のような答弁だから、そんなことでは満足できないけれども、きょう私時間がなからあられませんが、これは一つの典型的な現代的な解散の事実です。

これは、これだけの問題じゃない、紙ペの問題自身は、これからのいろいろと公害問題でもって問題になっている企業ですから、これに対してどう対処するか。それから、そこで働くところの労働者の行くべきは一体どうするかというように、これに対しては、七〇年代といわれるいわば政治を行なう中であって、全国的に当然起こってくる一つの典型的な例じゃないかと思うのです。したがって、これはほうっておけば次から次へと類似のものが起こってくるというように私は考えるわけでありまして、そういう点に対して、通産大臣とひとつ御相談いただきまして、これに対処をしていただくと同時に、また会社に対して、今後の問題に対処するところの手だて、誤りのないような措置をとってもらわなければならぬ、こういうふうな私思っておるわけでありまして、ひとつそういう点に対して、大臣も積極的な乗り出しをしていただくということを心から切望するわけですから、あなたの御意見はいかがでございますか。

○野原国務大臣 先刻来お話を承っておりまして、非常に心配しておりますが、こういう現象はこれから次々に起こってくる可能性があるという御指摘になりましたが、とにかく公害問題というものがいままでも企業に対して不安感を与えておる。そしてまた、それが地域的にも不安を与えておる。あるいは反対、いろいろな問題で経済的にも成り立たない。必然的にある程度工場も地方分散などを余儀なくされる場合が多かろうと思っております。しかし、いずれの場合でも工場は、そこで働く人たちの立場にもなると、積極的に改善を加えて、その地域からそうみだりに動くようなことがあつてはならぬと思っております。この問題については、御指摘の点をよく考えまして、私どもでできるだけひとつ対策を講じたいと考えております。今後のきわめて重大な課題の一つであるというふうに考えております。

○田邊委員 それではひとつ、労政局長もまた通産省の課長もいろいろと相談をしていただきまして、その事後の対策についてもひとつ御報告をいただくと同時に、私どもも関心を持っておる問題でありますから、御連絡をいただきたいというふうに思っています。よろしくごさいますね。

それではその次の問題に移ります。この二十日に予算委員会の分科会で、雇用促進事業団に関連する土地買収について、きわめて遺憾な事実があるのじゃないかという質問がございました。私は、雇用促進事業団が持つ重要な任務からいまして、この種のことが取り上げられることについては非常に残念に思っているわけでありまして、私は堀さん自身をよく承知しておりますから、実はあなたが責任者でやっていたら、この事業団においてこういう問題が起こっているということは、これは何としても残念でたまりない。したがってひとつ事態を、こういう際でありますから、はつきりとさしていただきまして、国民に対して

して一点の曇りのない形で仕事をやらしてもらわなければならぬと思うのです。きょう提案説明がされました、政府から出されておりますところの労働者財産形成促進法案の中においても、雇用促進事業団の果たす役割は非常に大きいと考えておるのであります。私は、このままこれを過ごすことは、法案の今後の審議にも重大な支障があるというふうな思っておるわけでありまして、ひとつ十分その真偽のほどを明らかにしてもらいたいというふうに考えて質問を申し上げるわけでありまして。

ここで取り上げられました中で、まず二つ何か会社が対象になっているのであります。一つは日本ライクという会社でございます。この日本ライクという会社は、聞くところによりますと無登録の土地ブローカーだということです。雇用促進事業団というふうな、いわば政府の監督下にあり、政府出資にかかわる事業団が土地の買収をする際に、こういういがかがわしい、無登録のいわば土地ブローカー、不動産取引業者でないものから土地の買収をすることが許されるのでしょうか。こういういがかがわしい土地ブローカーからなぜあなたが土地を買わなければならなかったのですか、これは一体どういうわけですか。

○堀参事人 ただいまお話の問題につきましては、予算分科会における御質問がありまして、急遽、私どものほうとしても当時の状況を調査いたしましたと思ひまして、調査中でございます。それで、何せ六、七年前の事件でございます。関係の担当者もほとんど交代しております。資料も、具体的な詳細な資料が散逸している状況でございます。なお鋭意調査をしておるわけでございますが、そういう事情で、一応判明したところを申し上げます。

日本ライクという会社は、昭和三十六年十月に設立された会社でございます。営業目的は電気機器及び付属機器の製造販売は十項目あります。その中に宅地の造成及び宅地建物取引業務並びにこれに付帯する事業を営むということになってお

るわけでございます。

そこで、当時の事情を申し上げますと、雇用促進事業団において移転就職用宿舎の建設と当時の炭鉱職業者の就職促進というふうな至上要請にこたえまして、とにかく急いで適地を見つけないければならない。それから大都市周辺においてはそれが非常に困難な状況でありまして、これについても適地があればこれを急いで獲得したいというふうなことで業務を行なってきたわけでございます。

一般的に、当時の状況といたしましては、対象土地所有者は、都道府県、市町村、開発公社等の所有するものから直接買上げる、こういうことを原則としておりましたが、いままのような事情で、大都市周辺地域においては民有地であってもやむを得ないということになっておったわけでございます。そこで、その場合に土地の所有者から買上げる、こういう方式をとっておたわけでございます。したがって、この日本ライクにつきましては、この日本ライクが前の地主から契約をいたしまして、これを日本ライクの土地として取得した後に、造成をいたしまして事業団に売り渡すというふうな場合にはこれを相手とする、こういう方針であつたわけでございます。

その後の状況といたしましては、四十二年度からはこの買収する土地については、都道府県、市町村、開発公社等の所有地あるいは公約期間のあつせんする土地を取得するという原則を立てまして、それから不動産の取引業者が介入いたします場合には不動産の取引業者のあつせんによって土地を買収することと改めました。そして、その場合には、不動産のあつせん業者に手数料を支払うという道をとりました。現在はそれでやっておりますわけでございます。いずれの場合におきましても、土地の価格につきましては、日本不動産銀行その他信用のおける鑑定機関に鑑定を求めまして、その価格以内で買い取りをやっておる、こういう状況でございます。

○田邊委員 そうすると、当時はそういうあなたの方のいわば土地買収からんで、機構が確立して

いなかった、無登録のブローカーから買うこともやむを得なかった、こういうことですか。

○堀参考人 ブローカーと申しますが、要するに会社なりその他の機関がございしますが、これが土地を所有する、土地の所有主であるということが確認される場合におきましては、その土地の登記の状況をずっと審査いたしまして、それで間違いないければ、造成等のもちろん付帯する契約はございしますが、それを買取取るということになっておりまして、登録されておいた業者であるかどうかというようになっております、これはいま調べておるはずでございますが、そこまでの調査はいまのところないように思います。

○田邊委員 それは大前提だからちょっと調べてください。

この日本ライクというのは、雇用促進事業団が昭和三十六年六月に設置されました間もない昭和三十六年の十月六日に設立された会社だということですね。そうするとこれは、もうほかに仕事を求めるのじゃなくて、言うなれば事業団目立てにつくられた会社であるというふうに思っても差しつかえないのです。その後の日本ライクの関係を見た場合に、これはいわば事業団の土地の買取のために会社をつくられて、その取引を主として、その後消えてなくなった、こういう会社であります。

○堀参考人 先ほど申し上げましたように、設立されましたのは昭和三十六年十月だそうでございます。ただ、それにつきまして、事業団が日本ライクと取引をいたしましたのは昭和四十年でございします。したがって、設立されたあととおおむね三年、間があるわけでございます。その三年間におきまして、いろいろな事業はやっておったようでございます。したがって、当時の事情を調べてみましたが、事業団側が何か日本ライクを土地の仲介をするために設立を示唆した、こういうような事実はないということでございます。それから事後に、ただいま申し上げました会社の設立後約三年間たつてから、御指摘の三カ所

の契約があったということで、それ以外には全然雇用促進事業団とは関係がなかったわけでございますので、必ずしも通り抜け会社であるというようになことではなかったのではないかと、このように私は判断しております。

○田邊委員 百万円の資本金の会社ですね、これは。しかもこの日本ライクの社長の柳雅和という人は、当時きわめて生活に困窮しておったというんですね。とても何千万円という金を動かせる能力もなければ資産もない、こういう会社だったんでですね。その会社を相手とて、これはどのくらいでしょうか。買収金額は一億七千万の郷地、それから七千五百万の下九沢、九千四百万の善部の土地を買収したのです。常識で考えられますか。あなた。何千万円の金を動かせるような会社でない。当時社長は生活に困っておった。ほかに能力もない。仕事もほとんどできない。こういう会社からなぜ土地を買収するそういう措置を事業団はやったのですか。これは堀さんの長い役所の経歴からいって、あなたのいまの立場からいって、こんなことが常識的に判断できますか。当然できないでしょう。ふしぎに思いませんか。

○堀参考人 この日本ライクにつきましては、私も調べてみましたが、いままでの調査の資料からいいますと、御指摘のように小さな会社であつたようでございます。ただ、当時の事情を聞いてみますと、事業団が土地を買収いたします場合には、その土地の所有者であるということが、土地の登記によりまして非常にはっきりして間違いないという場合に、それから買い取る、こういう形式をとっておりまして、事業団が日本ライクから買い取りましたときには、日本ライクが登記面上土地の所有者になる、こういう手順を踏んで、それから買い取っておるわけでございます。日本ライクが非常に金に困っておったかどうかということは、当時の事業団の係のほうではわからなかったというのが、正確なところではなかったかと思

います。「それから、なお私個人の意見ということでござ

います。私はやはり事業団というものは公的な機関でございますし、いろいろな契約、売買というようになことに對しましては、李下に冠を正さないう、こういう考え方で進むのが適當であろうと私個人は思っております。したがって、あまり小さな会社は、たとえ登記面上整備されておりました、そういうものを相手にするということは私としてはあまり好ましくないことである、このように思っております。いままのことがございす、その日本ライクが登記上も土地を正式に取得したということがはっきりしておりますので、それと契約を結んでそれから買い上げた、こういう手順をとりましたとしても、まあ違法ではない。ただ、私個人といたしまして、今後はそういうことは好ましくない。

なお、申し上げますが、日本ライクその他、そういうような会社につきましては、昭和四十二年ごろからあとは一切ございせん。この日本ライクとの関係も、いまの三件だけでございす。なぜ、そういうことが起きたかということでございますが、やはり当時都会周辺、特に東京周辺におきましては非常に土地がなかった。適地が世話する者がありますれば、それが正式な登記面上の所有者になっておることが整備されておれば、それから買うというようになことで、いろいろ適当な土地を早く取得しよう、こういう機運に出たものであらうと思ひます。その辺にいろいろ事務処理上の問題は残っておったものと判断しております。

○田邊委員 善部にしても下九沢にしても、日本ライクが買った日と、あなたのほうに売った日と全く同じなんだ。日本ライクが買って売って、あ程度の期間あたためておいて売ったという普通の不動産会社とは全く違ふのです。しかも、同日付けでもってあなたのほうに転売をしたか、こうになっているにもかかわらず、この日本ライクが買った買取価格と著しい差があるというのは、一体どういうことですか。そんなばかげたことが

あります。

○堀参考人 日本ライクともの所有者の間の登記面上の移転が、事業団の買い上げた日と接近していることは御指摘のとおりでございます。私も調査をしてみました。そうなるております。ただ、実際のところ聞いてみますと、実際問題としては日本ライクが土地所有者と、いろいろ内契約等いたしまして、それで事実上日本ライクがその土地を前の所有者から受け取る、それでこれにいろいろな、たとえば進入路その他の道路の整備であるとか、宅地の造成であるとか、あるいは排水その他の諸工事をしないましてこれを整備して、それで事業団に渡す、こういうことになっておるわけでございます。したがって、もとの所有者から日本ライクがどのくらいで買ったかということ、これは面議行からいたしまして、聞きましてもなかなかわからなかったらうと思ひわけでございます。やはり、いまのような土地造成、排水の整備、道路の整備とかいろいろな工事がございすので、そういうものを仕上げて事業団が買うということになりますので、その間に価格の差が出てきておる、そのように思ひます。

それからなお、先ほど申し上げましたように、その買取価格をきめるときは、日本不動産銀行その他信用のある鑑定機関にその土地の時価を鑑定させまして、それを参考にして決定しておるわけ、それからいいますとそれを上回るといううような事実がないことは確かでございます。

○田邊委員 金がないのですから、この会社は仕事できつくないですよ、あなた。ですから、日本ライクが買った日とあなたのほうに売った日と同一なのはこれは当然なんです。しかし、いま理事長に私は日本ライクについてだけ聞きましてはほんとも、もう一つの関東物産もあわせてこれはほんとうに土地造成をやっていますか。そういってものにかなり費用をかけて、あなたに売るときには相当のさやがある中で仕事しているわけですね。間違いないですね。

○堀参考人 関東物産のお話がでしたが、関東

物産については、横須賀市の公郷という土地の問題でございます。これもやはり六年ばかり前の四十年九月の問題であります。これにつきましても事情を調べてみましたが、関東物産という会社は、たゞいまお話がございましたが、本来は諸機械の販売をおもなる内容としておる会社でございまして、この基礎はしっかりしておると思ひます。本来の業務として土地売買というふうなことはなかつたわけでございまして。ただ、当時の事情を調べてみますと、関東物産におきましても、土地の売買業務をやりたいという希望があつたようでございまして、そうして関東物産は、一応別会社でございまして、名前は同じ関東物産というの前の会社を別のところにつくりまして、これは土地建物の売買及びこれに付帯する業務を目的とするということに當時しておつたようでございまして。その別会社である関東物産、しかしこれは実質上はやはり本来の親会社である関東物産と姉妹会社であるといひますか、そういう密接な関係にあつたことはもちろんそのとおりだと思ひます。

それから、事業団がこの関東物産から土地を購入したという事情でございまして、この関東物産から購入した土地につきましても、調査いたしましたところ、やはりもとの地主から関東物産が買ったわけでございまして、買ひましてから相当大規模な土地造成そのほか道路の整備等の工事をいたしました。そのために相当な金がかつたという由でございまして。そういうような工事をいたしましたから約半年くらいたちまして、事業団が買ひ受けることにして登記の手続をとつたわけでございまして。その間にいまのような相当大規模な土地の造成その他の工事があつたということでございまして。なお、これにつきましても、買収のときの価格は日本不動産銀行の正規の鑑定を受けまして、それを上回らない価格で売買契約を結んでおります。

〔委員長退席、伊東委員長代理着席〕

○田邊委員 事業団と関東物産は売買契約をしておりますけれども、その日取りよりも関東物産と

前の所有者との売買契約はあとになっておるのかどうかというわけですか。それで宅地造成でございますか。○堀場参考人 この点につきましても、その土地の大部分は——大部分といひますか、事業団に売渡す予定の土地よりもだぶ上回る部分の土地を、その前にもとの所有者からこの関東物産が買ひ受けてまして、それを造成して事業団に登記を移転した、こういうことでございまして。したがって、その大部分につきましても、事業団への移転は関東物産が前の土地所有者から取得したよりも約半年以上あとのことでございまして。その間の一部につきましても、調べてみましたところ、このもとの買主から関東物産が買ひました日付が、事業団に移転登記が行なわれたよりも前——前といひますか、そのあとになった部分があるわけでありまして。これがおそらく御指摘のことだと思ひます。これについて当時の事情を実は私も一生懸命調べてみたわけでございまして、このような事情があつたという由でございまして。

それは関東物産がもとの所有者の嫡本という人から買収した実測土地約六千坪のうちから事業団に譲渡するということで売買契約を締結して造成工事の設計を行なつたわけであります。その設計の過程で、事業団に譲渡する敷地の中には、橋本という人の所有地以外の土地も若干ではあるが、必要である。要するに北側の土地だつたらしいのですが、その北側の土地を事業団に宿舎造成のために売り渡す、その土地の時価額としては——その北側の土地を若干購入することが必要であるというところで、北側の土地について買収をその後行なつたわけでございまして。そのためこの土地を事業団との契約以後に関東物産が購入した、こういうことにその部分は一部はなるわけでございまして、これは関東物産のいまの宅地造成設計を行なつておる間に、当初の予定と変わつてきて、設計が変わつたというところでございまして。したがって、造成完了後の地籍地番が、当初事業団が契約したものとは相違しているものがある。いまのことによつて宿舎の敷地に何らの支障がなかつた

ので、その地番により移転登記を行なつた。したがって、少し俗なことばで申しますと、当初六千坪の土地の中から事業団に三千五百坪を予定しておつたようですが、それを實際造成の過程において少し北のはうへずらすことが必要だ。そのずれた部分が若干ございまして。その部分については、事業団と契約したあとで別な人から買ひ上げ、こういうことをやつておる。したがって、いまのようなことが登記面上出しておるわけでございまして、事業団の宿舎の土地といたしましてはそれで何ら支障がない。いまのような事情があるとの由でございまして。

○田邊委員 そんなことは形式上は許されないとすね。それと、あなた宅地造成だと言ふけれども、一体坪六千坪で買つたものが、宅地造成したら一万八千坪にはね上がるなんて常識では考えられせんよ。これは多くても二倍ですよ。そういう面から見て、いわば造成した、あるいは買つた時期との差の問題についても、これはわれわれの常識の範囲を逸脱したものであるというふうな考えざるを得ないと思ふのです。いまお答えがございましたけれども、日本ライクはもととひとひわけです。これはいわば前の所有者から買つた日と転売した日と全く同じ。こういうような点、また公郷の土地についても、いま言つたように、その一部については前の所有者から買つた日付のほうが事業団に売つた日付よりもおそい。こういうことは、実際から見ても、形式から見ても、そんなことが許されていいはずがない。そんなでたらめな形でもって土地が購入されていいはずがない。この二つの会社とも、いまあなたが端的におっしゃつたように、関東物産というのは本来は工作機械の販売業、それがいわば不動産の取引をするという形に別の会社をつくつた。いわば事業団が目当てです。事業団という甘い相手があるから、何とでもできるような相手があるから、もうかる相手があるから、いわば日本ライクにしてもそういうものをつくつた。関東物産にしても別の会社をつくつた。こういう形ですから、事業団はねらい撃

ちをされた形ですね。そういう甘いシステム、いわばこれがこれらの疑惑を生むような、いろいろな手続上から見ても、本来の行き方を逸脱した形になつてゐるのじゃないかというふうな思ふのです。ですから、当時の事情というものは、いわばまだ発足を間もないという事情があつたといふことをあなたはおっしゃいましたけれども、私はそれはそれなりに許すことはできない。三十六年からもう三年ないし四年たつてゐるのです。こういうことは許されないとはいふように思つてゐるわけでありまして、この間の事情について、私はきょうはさらに究明をする時間があるから、ひとつあなたのほうからわれわれのほうに對して、いまお話がございました諸点を含めて、ひとつお答えをいただきたいと思ふわけであります。そして、いまお話がございましたように、この買収価格の決定方法は一体どうするのか。それから、買収にあつたのは鑑定評価を一体どういふところに依頼するのかという点に對して、私はやはり明確にしなければならぬと思ふのです。そうでなければ、あなたの方の仕事というものが国民の前に明らかにならぬと私は思つてゐるわけですから、それらの点についてひとつ正式にお答えをいただくというのをお願いしたいのであります。そこで職安局長、これは何といたしても労働大臣はこれに対する監督権を持つておるのであります。また立ち入り検査をする権能も持つておるわけでありまして、雇用促進事業団のこれらの問題に對して、あなたのほうは適切な監督をして、いわば必要な立ち入り検査もなさる、そういう経験がおありでございましてか。

○住政府委員 いろいろ事業団の業務面につきましては、実は監督の問題といたしまして官房に事業団監理官が置かれておまして、常に業務の適正な運営について監督をいたしておるわけでございまして、同時に、たとへば雇用促進住宅の問題を取り上げてみますと、これは労働者の移転して就職する場合の、労働力流動化政策の一つの具体的な方策、こういうことになっておりますので、

私どもの雇用政策の方針が事業団の業務運営において徹底しているかどうか、こういう点につきましては、常日ごろ事業団と十分連絡もとりましますし、またそのアフターケアもいたしておる。こういう体制をとってやっておるわけでござい

ます。
○田邊委員 この件に関連をして、あなたのほうは必要な検査をいたしましたか、いたしますか。
○住政府委員 この件に關しましてはいたしてお

ります。
○田邊委員 そこできょうは時間がありませんから、さき事業団の堀理事長にもお願いいたしました。が、予算委員会の分科会で提起された問題でございまして、予算委員会の給付質問が終わるまでに、必要な私がお願いをしたようなものについて、一応経過を御報告いただく必要があると思うのですが、それはよろしゅうござい

ますか。
○住政府委員 実は予算委員会の分科会におきまして、十一項目にわたる資料要求が出ております。私もその資料の項目を鋭意調査いたしておるわけでございまして、何ぶんにも非常に膨大な資料を要求されているような点もござい

ますので、その資料の整備には相当時日を要するものもござい

ますけれども、整備を完了したものににつきましては提出をいたしたい、こういうふうに考えてお

ります。
○田邊委員 それではひとつ私が質問いたしました諸点についても、日本ライクなあるいは関東物産の会社設立当時の状態、当時の業務の状態、それから事業団との契約の状態、そしてこの該当した土地の価格の問題、前所有者からの買収の時期、事業団に対する転売の時期、その中身、そして土地造成の有無、それから買取価格を決定する方法、鑑定を依頼した先、いま私が並べました問題も含めてひとつ御報告をいただける、こういうふうな解釈して、その時期は、大体のアウトライ

ンについては予算委員会終了時まで報告いたしたいと思ふこと、当委員会にも報告をいたしたいと思ふこと、よろしゅうござい

ますか。委員
長から特にその点は参考入並びに労働省に対してひとつ指示をしていただきたい。
○伊東委員長代理 それでは私からも申し上げま

す。いま田邊委員から御要求がありました。が、労働省と雇用促進事業団のほうでいまの資料はなるべく間に合わせて出してください。

大橋敏雄君。
○大橋(敏)委員 私も関連して質問させていただきますが、今国会において事業団の雇用促進住宅の用地取得に關しまして、深い疑惑が持たれたわけでありまして、先ほどお話がございましたように、事業団が持つ使命またはその役割、そういう観点から考える場合に、非常に残念であり

くやしい感じがします。先ほどから理事長からる答弁があつておりましたけれども、まだ疑惑はさっぱり晴れません。今後この問題はさらに追及されていくことであらうと思ひますけれども、先ほどのお話では、五、六年前の話で、確かに事件そのものは三十九年あるいは四十年の問題ではありま

すけれども、私は、前の問題だからこれでもいいのだという問題ではないと思ひます。これは関係筋からさらに厳重にその問題は追及され、それ相当の処断がなされていくと思ひます。けれども、問題はいまの事業団の中にそのような事件を起こして、いくような体質といふものか、そういうものが現在でも潜在しているのではない

か、これを非常に懸念するわけです。したがうして、この際、事業団の綱紀の維持について、理事長の深い反省ある所信をまずお伺ひしてみたいと思ひ

ます。
○堀参考人 ただいま先生の御指摘がありましたように、六、七年前のことでございますから、口をぬぐって知らぬ、こういうようなことはもちろん許されな

いわけでござい

ます。それから、当時の事情を調べてみますと、まだいろいろ資料が不明確な点がございますが、やはり事務処理上反省すべき点があるようにも思ひう

なわけでござい

ます。
そこで、現在に至つても一番心配されることは、何かこのような不正なことが行なわれるような体質が事業団の中に残つておりやしないかという御懸念でござい

ます。私もそういうことがあつてはほんとうにたいへんなことだと思つております。私は特に、これはもうだれから聞いていただいてもけつこうでござい

ますが、人一倍そういう綱紀の問題については神経質、潔癖な男でござい

ます。私は来ましてから約一年半くらいになりますが、事業団の業務の運営につきまして、さらにこれを合理化し

ていくことが、やはり公的な機関であるこの雇用促進事業団にかけられた国民の期待に沿ふべきであると思ひまして、いろいろ事務の合理化、明朗化の点につきまして指示を与えておるわけでござい

ます。特に昨年の十月末におきまして、それまでいろいろな作業をいたしておつたわけでござい

ますが、全体についていまのような綱紀の肅正——これはいまの土地購入もござい

ますし、あるいは施設の建設問題もござい

ますし、あるいはいろいろな機械、資材等の購入問題その他いろいろの問題がござい

ます。そういう問題について、綱紀を肅正し、不正事故を防止し、業務を明朗化するための措置を思い切つてとらうじゃないかという

ことで、昨年の十月三十日に、雇用促進事業団の役員会で、具体的な綱紀肅正についての事故防止対策というものを決定

いたしました。それに基づいてこれをいま着々実行に移しつつあるところでござい

ます。私は、こういうようなことをさらに、今度の問題もござい

ますので、積極的に思い切つて推進していくという

ことによりまして、事業団の運営について疑惑が持たれた点につ

きまして、これを実行によつて

払拭していくことができるのではないかと、そのよ

うな思い切つた決意を持って今後事務の改善を行

なつていくつもりでござい

ます。
○大橋(敏)委員 いまの御説明では、昨年の十月に綱紀肅正に關してのお話し合いがいろいろあつ

て、その中身について決定をした。理事長の人柄

については私もかねがね仄聞してはいたわけでござ

います。それだけに今回の事件を残念に思ひう

なわけでござい

ます。それだけの腹がまえでなさろう

となさつておるわけですから、今後においては、

こういう問題は二度と起こらないと思ひます。け

れども、いずれにしても用地取得についての基

本的な方針といふものは、あるいは基準とい

ふものがあろうかと私は思ひます。きめられてい

るはずだと思ひますけれども、その具体的な基

準がきめられてい

るならばそれを明らかにしてい

ただきたいと思ひ

ます。
○堀参考人 用地買取の基準でござい

ますね。昭和四十二年度から以降が大体現在のたてま

えになつておるわけで、それを申し上げ

ますが、買取は、土地につきま

しては都道府県、市町村、開発公社等の所有地または公的機関のあつ

せんする土地を買収するといふことを原則としてお

ります。それから大都市周辺地域等土地入手の困難な場

合には、不動産取引業者のあつせんによつて土地

買取をすることができるといふこと

にしており

ますが、この際にはあつせん手数料を取引業者に正

規に払ふ、こういう手続をとつてお

るわけでござ

います。
それからなお、この土地の価格の決定につ

きましては、不動産の鑑定評価に關する法律に規定す

る不動産鑑定業者、銀行またはその他不動産の鑑

定評価に信用のある法人等から信用のある不動産

鑑定業者を選定いたしまして鑑定評価を徴する、

そしてこれを参考にいたしまして鑑定評価額と同

程度もしくはそれ以下の適当と判断される価格を

買取価格として決定しておるわけでござ

います。なお、最近におきまして、特にあつせん業者が介

入した場合におきましては、不動産鑑定業者の鑑

定につ

きまして二社以上から評価をさせる、一

つだけだなく二社以上の評価を参考にして価格を

決定する、こういうこと

をやつておるわけでござ

います。
なお、さらに先ほど私がちよつと申し上げまし

た事故の防止につ

きましての役員会の決定にお

きましては、たとえ事業団の職員が地主または不

動産取引業者と売買価格その他基本的な事項につ

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

いて交渉を行なう場合には、関係都道府県または市町村の職員と必ず同席のもとでこれを行なうというようにことを実行しようということで、話し合いを明朗化するというようにいろいろな措置も講じたいと思って、これを実行に移しつつあるわけでございます。

○大橋(敏)委員 そういう基準は去年の十月にできたわけですね。

○堀参考人 私の申し上げ方がちょっと誤解を生んだかと思いますが、初めに私が四十二年度以降と申し上げました。それはずっと四十二年以降やっておるわけですが、最後に私がちょっとつけ加えましたこと、要するに売買あっせん業者その他と話し合いをするときには、必ず都道府県、市町村の職員を同席させる、これは新しくその後つけ加えた、こういうことでございます。

○大橋(敏)委員 結局、今度の事件にされているその問題は、そうした基準もなくいろいろされていったというわけですね。

○堀参考人 三十九年、四十年当時でございますが、このときにおきましても都道府県が推薦する候補地について用地買収を行なうということを原則としておったわけですね。

しかし、やはり土地の所有者、都道府県、市町村、開発公社等の所有するものを原則とするというようにしておったわけでありました。やはり大都市周辺では民有地であつてせんされてもやむを得ない。それで、そのような場合には、土地の所有者と売買契約を結ぶということで、手数料的な制度は当時やっておらなかったわけでございます。したがって、いまの土地所有者と売買契約を結ぶということにしております。それから鑑定価格につきましては、やはり信用のある公正な鑑定機関から鑑定価格を出させて、それ以内で取得するということはやっております。それをさらに年少し改善したのが四十二年、それからさらに昨年の末から、われわれは先ほど申し上げましたようなものをさらにつけ加えてやろう、こういうこととしたわけでございます。

○大橋(敏)委員 要するに、こうした売買については、非常に問題が起る。一般ですらも起りがちなんです。ましてや政府の外郭団体として雇用促進という重要な使命を持った、あるいは役割りを果たした事業団の運営にあつては、こういう点をさらに慎重に真剣に検討してもらいたいし、運営にあつては、その内容をチェックしながらやってもらいたいということでもあります。今度の事件の報道が新聞に出ておりましたけれども、その記事の中に広瀬忠三さんですか、理事の方きょう来ていらっしゃいますね。その人の話によれば、日本不動産銀行の評価額を標準にしているんだ、それよりも高くなかったからいいじゃないかというように言ひ方、あるいは悪い業者からは土地を買い取るとはできないような基準が定められた、いろいろ述べてあるようでございますが、日本ライクとは売買契約の不履行をめぐって裁判で争ったことがある、こういう話もつけ加えられておりますが、これはいつごろの話なんですか。

○堀参考人 日本ライクと訴訟が起きたのは昭和四十二年の七月でございます。これは日本ライクが昭島の郷地の土地を事業団に売却したわけでございますが、その際に、排水工事を日本ライクが施行するという旨の確約書を提出しておったわけでございます。ところが、排水工事の施行につきましても排水放流予定先である現地の衛生処理組合等との間でなかなか話し合いがつかなかった、そのため日本ライクの工事施行がおくれたわけでございます。

そこで事業団は、再三これを督促したのでございますが、なかなかちががあかないというので、事業団がみずから衛生処理組合と話し合いをいたしまして、そしてその際、日本ライクから、事業団が話し合つて工事を実施する、費用は日本ライクが払います、こういう旨の誓約書を提出させまして排水工事を実行した。ところが、この前後から日本ライクの経営が非常にあふなくなった模様でございます。なかなかそれを払わない。そこで訴訟を起した、こういうことでございます。

訴訟を起しました結果、昭和四十二年の八月に――七月に取りかかりまして八月に東京地方裁判所に民事訴訟を提起しまして、十一月にその事業団の訴えどおり東京地方裁判所の判決があつたわけでございます。ところが、この前後から日本ライクが事実上倒産いたしました。代表取締役も行くえがわからなくなつたというところでございます。これにつきましても担当の弁護士に債権の保全を一任して目下追跡調査をしておる、こういうわけでございます。

○大橋(敏)委員 とにかく、いろいろとお話を総合してまいりますと、日本ライクというのはあまりいい会社ではないですね。そういう会社とさらに四十年と四十一年にまた取引をやつたというところは、せつかくきめられた基準が少しも生かされて――基準はあつたけれども、そこら辺はちょっと私勘違いしましたけれども、いずれにいたしまして先ほどからいろいろと答弁を聞いておりますと、たとえば日本ライクから善部の団地を講人する場合、四十年一月十三日から四十年一月十七日と、五日目にはこちらに渡つておるわけですね。しかも金額的に見ると、坪一万三千五百円から一万九千円というように高い値段に変わつていっている。あるいは下九沢ですか、これは一万二千元からその日のうちに一万五千元で転売されたとか、あるいはいまの郷地、これは二万八千三百円でやられたとかいうことを新聞の記事等で私は知つたわけでございますけれども、非常にこの辺が不可解きわまりないのです。これは、いまおっしゃつたとおり、公平な関係筋から徹底的な調査が行なわれていって明らかになると思ひますけれども、問題は、政府出資の特別法人ですよ。四十五年度の予算を見ましても、一般会計四百三十一億七千万円、それから特別会計から十八億八千万円も政府は出資しているわけですね。そういう政府のお金をもつて購入する場合、単に法的な鑑定立場から見た場合、その値段より高くなければいいんだというように安易な気持ちではなくて、もっとも、その土地がいつごろまでどうなつて幾らく

らいて売買されたかくらいのは、探りを入れてくるくらいにしなければ私は納得いかないですね。澤村理事長ですから、今後は、もし売買にあたりましては、特に取得にあたりましては、自分のふところから買うような真剣味といいますか、慎重な態度で運営していただきたい、これをつけ加えておきます。

時間の関係もありますので、この際はつきりしておきたいことがありますのでお尋ねするわけでございますが、雇用促進事業団による住宅、これはたとえばA地域からB地域に炭鉱職者とかそういう労働者が就職する場合臨時的に居住する、そういうたてまえからできておると思うのです。したがって、たてまえとすれば一年間、さらにやむを得ない場合においてのみ大体二年間の制限になつていふと思うのでございますけれども、私はこれはむしろそうした制限は撤廃すべきではないかというくらいに思ひます。なぜならば、現在の住宅事情から見た場合、促進事業団がいま運営しているそうした入居期間の制限というものは、非常に無理があるんじゃないかというようにも考えるのですけれども、その点はどうですか。

○堀参考人 お話のように、宿舍の入居期間につきましても、これは暫定的なものであるというたてまえから一応一年間入居を認める、それからあと事実上二年までは認める、こういう措置をとつておるわけでございます。ただ、実際問題といたしまして、ただいま先生の御指摘のように、私も実際やっております、いまの住宅事情からいまして、よそへ移れといつてもそう簡単に移れない、こういうことを訴える入居者の方が多いわけでございます。そこで、ただそういう意味からすれば、入居期間はどうも切つてもとつと延ばすとかあるいは撤廃するという考へ方が出てくるわけですが、実は雇用促進事業団で、この移転就職用の宿舍を建設する際における各省間のいろいろな話し合いによりまして、やはり一般的な本来の

恒常的な住宅建設関係のルートでやっていくのが適当ではないか、労働省、雇用促進事業団のルートとしては、やはり広域職業紹介によって一時的に入居が困難であるというふうなものについて、一時的にそれをお世話をする、こういうたてまえで本来できたわけでございます。そのようないきさつからいいますと、なかなかこの暫定的な住宅という性格を恒常的な本来の住宅というのに切りかえることはなかなか困難な問題がございます、一朝一夕にはなかなかむずかしいと思ひますが、ただいま先生の言われましたような事情があるわけでございますので、私もほんとうの点はもう少し検討いたしまして、関係各省間にもお願いをいたしまして、もうちょっと何か合理化する調整方法が必要ではないか、こんなことを検討しております。

○大橋(敏)委員 私もこれは定着政策的に改める方向で進めてもらいたい。なぜならば、現在入居期限二年間が切れた場合、それを超過した者に対しては家賃が高くなるという話なんです。そういう点はどうも納得いかないような気もするのですけれども、どの程度の歩増しといふ事かなさっているのですか、これは期限でもあるのですか。

○堀参考人 若干の歩増しをしておるわけでございますが、これは住宅を建設いたしました年次によりまして、最初のほうの住宅は家賃も安く納めておりましたし、あとからできましたものは、それに比べてやや高くなっております。そこで、大体におきまして家賃につきましては月額二千四百円から五千二百円程度が家賃でございます。それから、これに對しまして二年以上たつてもどかないでなお残つておるといふ例につきましては、使用料といふ名前でとることにしておりますが、大体これは三千八百円から五千三百円程度、こんな状況でございます。

○大橋(敏)委員 促進事業団の住宅といふものは、臨時的なものとして入居をさせるわけだ。だから、期限がくれば一応は出てもらわなければならぬ、そういう意味合いからその家賃をつり上げるわけ

ですか。私はそういうことではないと考えられないと思うのですけれども、そこはそういう考えなのですか。ちょっと確かめてみたいと思ひます。

○堀参考人 懲罰的な意味ではないのですけれども、やはり長い間入居しますと、補修も要りますし、設備の改善等も要るわけでございます。そういう面において、やはり長いことはそれに応じた補修料といふか、そういうようなものもよけに、家賃よりやや割り高に負担してもらおう、割高な使用料をきめておるわけでありませう。

○大橋(敏)委員 大臣、まあ局長でもけっこうですが、とにかく労働省は監督官庁として、いろいろとこれを指導監督していく責任があるわけでございますが、今回のこの問題を見て、大臣どう思ふだらうかということですね。それと、いまもお話しがありましたように、入居基準とかあるいは家賃の問題とか、いろいろとまだ問題が錯綜しておるような感じがするのです。もっと整然とこれを整理し、もう少し労働者のために生きた運営かなされなければならぬという感じを非常に強く持つわけですね。こうした立場から、労働省としても住宅関係について管理監督あるいはどの程度の指導をなさっているのか、そういう点、労働省の立場から明確に答えていただきたいと思ひます。

○住政府委員 私ども労働力の需給状況を考へてみますと、先生も御承知のように、非常に地域的に需給のアンバランスがある。そういう意味で、まあ雇用促進住宅といふものが、地域を異にして就職する者のために、現在の公営住宅であるとかあるいは従業員宿舎、あるいは自力で住宅が建築できるかどうか、こういうようなことから考へてみまして、私も雇用促進住宅といふものが、そういう労働力が他地域に容易に移つていく、こういうような観点から必要な政策であると思つておりますし、さらに今後ますます重要になつてくる政策の一つであると思つておるわけでございます。

先ほど先生もおっしゃいましたように、ここ数年、年間一万户の計画でこの建設を進めてきてお

るわけでございますが、それに要する経費も非常に多額にのぼつております。そうしてまた、その目的とするところも私もきわめて重要である、こういうふうな考へておるわけでございます。したがひまして、この住宅をどこに建てて、あるいはその建てた場合の利用が目的に沿つてゐるかどうかといふようなことにつきまして重大な関心を持つのは当然のことでございます。

そういう意味で、従来からも事業団とも十分連絡をとつておるつもりでございますが、今後、こういう事件があつたのを契機にいたしまして、さらにそういう体制、連絡といふものを密にし、その目的に従つた正しい運営ができるようにしていきたいといふように考へておるわけでございます。

先生御指摘の、たとえば入居期間の問題とか、あるいはそれに伴う家賃の問題、先ほど理事長も申されたのでございますが、実はこれは、雇用促進住宅そのもの設置目的が、とにかくいづれにしても地域を離れてよその地域に再就職する場合、うちがなないために移転できない、しかし、その地域における公営住宅の問題とか、あるいは企業における住宅の問題とか、そういうようなことによつて恒常的な住宅に移るまでの暫定的な住宅である、こういうような趣旨から出発しておるために、先生御指摘のような問題が出てくるわけでございますが、この点につきましても、今後の住宅事情の見通し等につきましても、関係各省とも十分相談いたしまして検討をいたしてまいりたい、かように考へております。

○大橋(敏)委員 いま事業団が持つてゐるのは四百十七団地、七万三千三百戸ある、こう聞いております。この管理監督といふのは容易ではないと思ひます。いま局長がおっしゃったとおり、それが実るような監督をしていただきたい。きょうは非常に時間がないので、これ以上追及できないのが残念でなりませんけれども、先ほど田邊委員からいろいろと資料の要求がありました。私も同様にそれを要求いたします。

特に郊地団地などの場合には二万八千三百円で

取得をされたといふことでございますが、実際日本ライクが西武鉄道から買ったのが幾らであつたのか、それはまだ明らかにされておりませんし、そういうものも含めて資料を出していただきたいと思ひます。

最後に、大臣から一言、この問題に對してどう対処をしていくか、決意を聞いておきたい。

○野原国務大臣 雇用促進事業団が労働者のための住宅、ただいま御指摘のとおりすでに七万户以上になります。これからもやってくるつもりでございますが、それが果たしていく役割りといふのは非常に大きいのであります。こういう点でただいま御指摘もございまして、入居期間等につきましてもある程度弾力的に考へてやるほうがいいといふことで、また同時に、建物も従来は二Kでございまして、どうやら二DKにしよう。実はもう少し施設の改善をして労働者が喜ぶような住宅に改善をしたいといふこともあります。この問題につきましても、事業団のやつております仕事は、実は非常に家賃も安く労働者に喜ばれております。おそろく同じようなかかる施設につきまして、ほかに比較しますと、事業団の経営にかかわる労働者住宅ほど喜ばれておる施設はない。非常に安く納めておるといふような点で、こういうような施設住宅といふものをむしろ大量につくつて労働者に供給する必要があるのではないか。今回労働者財産形成促進法をこの雇用促進事業団の力によつてこれを営むわけでございますが、将来はこうした労働者住宅といふものは大きな日本の生産の最も中心の事業としてこれを一そう拡充強化したい。それに付しても、御指摘のように、あくまでも厳正に、不正等の事実が起つては相ならぬわけでありまして、厳重に指導監督を加えて、ほんとうに信頼されるような組織体制にこれをせむとも持つていきたいといふふうに考へております。

○大橋(敏)委員 最後に一言、今度の事件に對しても、労働省の責任のもとに、是は是、非は非と明確にあかしを立てていただきたいと思ひます。

これをつけ加えて終わります。

○伊東委員長代理 堀参考人には御多用中御出席願ひましてありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。本会議散会後直ちに再開いたします。

午後一時五十三分休憩

午後三時四十九分開議

○伊東委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について質疑を続けます。田畑金光君。

○田畑委員 初めに、今度中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案というものが出しましたが、この法律の内容についてお尋ねするのは後日のことにいたしますけれども、この法律によって中高年齢者の雇用促進措置を講ずる、それを受けて特定地域開発就労事業費が予算に出ておるわけですが、この新しい制度については、雇用の需要が増大するまでの間、臨時的に就業の機会を与えるものと労働省は説明しておりますが、この事業の性格なり今後の運営について、まず方針を御説明願ひたいと思います。

○住政府委員 私ども今回提出をお願いし、審議をお願いしております法案の趣旨は、先生御承知のように、労働力状況が非常に好転してきておりまして、基調としては労働力不足基調なんでございますが、今後の雇用情勢といたしまして、労働力不足はそう進展していくであろう。しかしながら、年齢別とか地域別にみた場合に、特に手厚い雇用促進対策を講じていく必要があるであろう。年齢別には、特に中高年齢者に対しては手帳制度を設けて手当てを支給しながら、職業指導とかあるいは就職促進の措置あるいは職場適応訓練とか、こういうことをやっていくわけでございます。と同時に、事業主に対しても、そういう中高年齢者の長年の経験なり能力を生かすという意味で、中高年齢者を雇入れやすいような

各種の措置を講ずる。しかし、地域によりましては非常に雇用情勢が困難である、そういうような措置によってもなお就職をさせることが困難であるというようなことも十分予想されますので、そういう特定地域には特に予算措置をもちまして開発就労事業を起す、そして暫定的な就労の機会を与えていこう、従来のような失業対策事業ではなくて、そういう積極的な事業を起して失業対策をはかっていこう、こういう趣旨で開発就労事業を実施するわけでございますが、それは特定地域でその地域の開発にも資する、と同時に失業対策にもなる、こういう考え方で事業をやっているというように考えておるわけでございます。

○田畑委員 今度出されますこの法律に基づく中高年齢者というものは、結局労働省令で何歳以上、こういうふうになるんだと思いますが、そうしますと、職業安定法に基づく中高年齢者というもののについて一定の年齢基準が定まっておりますね、それと同じなのかどうか。

○住政府委員 現在の職業安定法によりまして中高年齢者の年齢の下限は三十五歳でございます。これは御承知のとおりでございます。それは三十八年当時の年齢でございまして、その後の雇用・失業情勢を考えますと、大体求人、求職のバランスがくずれする年齢。現時点で考えてみますと、女の方の場合は四十五歳でそのバランスがくずれております。男の方の場合は五十歳でバランスがくずれている。要するに求職者のほうが求人よりも上回る、こういうような関係になってきております。それだけ雇用・失業情勢が改善されたというように私も考えておるわけでございまして、そういう観点から省令でその年齢を具体的に定める、こういうことにはいたしておりますけれども、考え方としては、現在の三十五歳を四十五歳にしていいんじゃないか、こういうように考えておる次第でございます。

○田畑委員 そういうことになりましたと、今度で中高年齢者の特別措置法によって、従前の職業安定法の中高年齢者に関する部分は右へならえする、今度の法律と同じような取り扱いをする、こういうことになると思ひますが、そのように解釈してよろしいかどうかということが一つ。

それから第二の点としてお尋ねしたいことは、今度の中高年齢者雇用促進の特別措置法案と従前の身体障害者雇用促進法とは同じ発想と申しまして、うか、内容等においてはほとんど同じ理念に基づいてできておる立法だと解してよろしいと思ひますが、いづれにいたしましても、中高年齢者を今後公共事業その他で一定の雇用率を設けるについても、いづれもそれは拘束規定ではなく訓示規定であるし、身体障害者雇用促進法を見まして、いろいろ身体障害者に適合した職種についても一定率の雇用を義務づけておりますが、義務づけるといふよりも、その内容は拘束的な規定でなくして訓示規定になっておるわけでありまして、この両者は内容においては同じものであると見てよろしいと思ひますが、ただ一つ違つておるのは、今回の中高年齢者の特別措置法案においては就職促進措置がとられておりますけれども、それだけが違つて、あとは中高年齢者雇用促進法と身体障害者雇用促進法とは同一内容のものであると理解しますが、そういう理解でよろしいかどうか。

○住政府委員 現在の職業安定法に予定しております就職促進の措置については、私どもこの中高年齢者の雇用促進に関する特別措置法案におきまして手帳制度に切りかえております。それによりまして、従来二カ月ないし六カ月というような期間でいろいろな措置を講じておつたのでございまして、これを原則として少なくとも六カ月なら六カ月きちつとした手帳を発給いたしまして、きちつとした方針に基づいて就職促進の措置をはかつていく、こういうように制度の充実改善をはかつていくというように考えておるわけでございまして、次に、今度の特別措置法案は身体障害者雇用促進法と同一内容のものであるかどうかでございますが、思想においては私もそう隔たりがあるとは思つておりませんが、必ずしも身体障害者雇用促進法の例になつておるわけでもない、新しい方策も取り入れておる、こういうふうに考えておるわけでございまして、ただ雇用率につきましては、先生御承知のように一つの努力規定と申しますが、そういう性格のものでございまして、義務規定ではございません。さらに身体障害者の場合は、ある職種の事業所に対しては画一的に、たとえば一・三%以上の身体障害者を雇入れない、こういうふうに規定いたしておるのでございまして、中高年齢者の場合は中高年齢者の能力、知識、そういったものから考えてみまして、それに適当な職種を選びまして、職種によって雇用率を定めたい、こういうような考え方をとつておるわけでございまして。

○田畑委員 身体障害者雇用促進法を見れば、たとえば第三条を見ても、それから第十三条を見ても一・三%は一般雇用の主たる雇用義務ということを規定しているわけでありまして、事実問題として一定の雇用率をきめてそれが守られていないことは、現在の経済社会の実情だ、こう見るのです。

ことに中高年齢者の雇用の問題と同時に、この身体障害者の雇用についても国が一般の企業に対して義務づける、この義務規定をもっと強化する、こういうことは一番必要な問題じゃなかろうか、こう思つておるわけで、そういうことを考えてみますと、今後身体障害者についても、当然今回の中高年齢者の特別措置法にならつて、就職促進手当等の措置があつてもいいんじゃないか、こういう感じを持つわけでありまして、今回の措置は中高年齢者のみを対象として就職促進措置がとられておるが、これは身体障害者についてはどうか。身体障害者もこの「等」という中に「中高年齢者」ということになつておるわけで、このあたりについてはもっと検討しているのかどうか。このあたりについてはもっと検討をはつきりしてもらいたいと思ひます。

○住政府委員 御趣旨、先生のおっしゃるとおりでありまして、私も身体障害者の雇用も大いに促進していきたいかならないということ、御指

橋のようにこの「等」の中には身体障害者を含めておる。その場合に、これは身体障害という属性によつて判断するわけでございまして、年齢については制限等は考えていないのでございませう。

○田畑委員 そうしますと、今回の中高年齢者等雇用促進特別措置法と身障者雇用促進法とは非常に深い関係があるわけでありまして、その関係はこの法律の条文のどこでこれをうたつておるのか。

○住政府委員 私ども、この特別措置法案については定規規定を置いておるわけであります。たとえばこれは第二条の二項の規定でございまして、特別措置法で「中高年齢失業者等」とは、こういうことで書いておられますが、「その他就職が特に困難な労働者等と定める失業者」ということで、この中で身体障害者を読んでいきたいというふうな考へておる次第でございませう。

○田畑委員 さっきの質問に戻りますが、特定地域開発就労事業というのは、聞くところによれば産炭地域であるとか、同和地域であるとか、農村地域であるとか、こういうふうなことをいつておられますが、政府の考へ方としては、緊急失業対策法に基づく一般失対については漸減する方向にこれからいくわけですね。ところが、現在一般失対の適格者が十九万あるが、それを今回の予算措置では、昨年の十四万に對して十二万に減らして、そして今度は他方において特定地域開発就労事業というところで、ことしの予算措置では五千名を予算化しておりますが、結局そちらのほうを減らしてこちらをふやしたにすぎないのじゃないか。政府は一般失対事業をだんだん減らすというけれど、他方において新しいものを設けておる、こういうことになってきますと、どうもその間政府の方針は一貫しない印象を強くするわけでありまして、特に私は、政府が今後失対事業については漸減するということであるならば、今回の開発就労事業についてもことしは五千名であるが、これを今後の雇用・失業状況に応じてやはり段階的に縮小していく方針なのかどうか。そういうことを考へてみますと、特に農村地域等の場合は、漸減す

るといふよりもむしろ、このような新しい雇用の機会があれば、一つの職場を提供しますから、その面では出かせぎ問題の解決の一助になり得る。私はこう思うわけですね。そうしますと、ある面から見ますならば、むしろ農村地域等においては特定地域開発就労事業などについては、この予算をもつとふやして吸収人員をもつとふやすというわけでありますが、このあたりはどのような感じを持っておるのか。ことに今度の国会には、労働省、通産省、農林省の共管になっております農村地域工業導入促進法案というものがあつておるわけですね。これは農村地域に新しい工場などを持つてきて雇用機会をふやそうという思想に立つておるわけでありまして、この問題等との関連において、いま申し上げた特定地域開発就労事業等についてどのような考へなさつておるのか。その関連など、このあたりについてひとつ説明いただきたいと思つておる。

○住政府委員 私ども現在の失業対策事業の状況を見ますと、先生御承知のように、これは非常に年齢が高くなつておる。それから定着度と申しますか、固定化と申しますか、そういうような現象が見られてきておる。現在の失対事業就労者につきましましては現在の事業を継続いたしまして就労をはかつていく、こういうような考へ方をしておる。ございまして、先ほども申し上げましたように、やはり民間の雇用というものを最大の眼目として考へて、そのために失業者に対しては手帳制度等によりまして就職のための援助の措置を講じていく。それから事業主に対しては、雇率の設定を初めとしまして、そういう中高年齢者に通ずる職種に中高年齢者を雇つていただく。こういう体制をつくり、また援助を申し上げていく。そこで一般的に中高年齢者の雇用対策をやつていきたいと考へておる。ございまして、先生御指摘のように、産炭地域とかあるいは同和地区、あるいは過疎地域等におきましては、その地域自

体に雇用の場がない、こういうことも予想されますので、そういう地域の要するに通常の雇用ができるまでの雇用機会の造出ということ、新しい観点から開発就労事業というものを取り上げたわけではございませう。そこで就労をはかりながら、さらに他の雇用機会があるまで待つ、就労をしていただく、こういうことがねらいでございませう。そこで、それが今後どうなっていくのか。来年度予算では一応人員は五千人の予算を計上いたしておるのでございませうが、やはりそれはそういう趣旨のものでございませうので、失業情勢いかによつて、伸縮自在の体制をとるべきものである。真に必要な場合は五千のワケを越えてふえる場合もありませうし、失業情勢がさほどでないという場合に無理してその事業を続ける必要はないわけではございませうから、そういう場合にはおのずから事業規模も縮小されていく。特に特定地域の失業情勢によつて弾力的に対応する対策の一つでございませう。したがって、そういう情勢によつて規定を受けるものであるというように考へておる。

○田畑委員 私のお尋ねしているのは、特に農村の過疎地域における出かせぎ問題を見るならば、この特定地域開発就労事業の予算ワケなども、この大幅にふやすならば出かせぎ問題の解決にもなるのじゃないか、そういうようなことも考へておるかどうか。またもう一つ、今度の国会に出る農村地域工業導入促進法などというものはそのものずばり、これは過疎地域の特に農村における出かせぎ問題の解決などを考へて、このような農村地域における工場の誘導などを、工業化の問題を取り上げておると私は見るわけですね。だから労働省が今日考へておる特定地域開発就労事業も、また三省の共管である農村地域工業導入促進法の法律のねらいも同じところを焦点に置いて考へているように見受けるのだが、そのように理解していいかどうかですね。

○住政府委員 私ども地域の失業情勢、こういうものを考へ合わせましてこの開発就労事業を実施するかどうかというのをきめていきたいと思ひます。したがって、農家からの離職者、こういうものの数によつて、特定地域として指定されるかどうか、その数の多寡によつてきまつてくると思うわけではございませうが、直接的には農村地域工業導入促進法案とは関係はございませうが、精神においては先生御指摘のような深い関係があるわけではございませう。一応きめる基準等につきましては失業者の多寡ということできめさせていただきます。実施される地域は農村等もあるわけではございませうので、結果的には非常に深い関係が出てくるかと思つておる。

○田畑委員 そうしますと、農村におけるあるいは過疎地域における失業者というものは、どういふようなものを対象に考へているわけですか。

○住政府委員 たとえば農業からの離職者とか、あるいは先生先ほどおっしゃいました出かせぎ労働者等におきましては常用就職を希望される者の数、そういうものが失業者であるかどうか、こういう範疇になつてくるかと思ひます。

○田畑委員 あまりこの法律に触れて質問しますと何かこの法律を審議しているようなことになつてくるので、あまり触れられないので残念だけれども、この間もこの委員会でも取り上げていただきましたが、雇用審議会それから中央職業安定審議会がいずれも労働省の諮問に對して答申を出して、そしてこの法律ということになつておるわけでありまして、ただ一つ、夏期または年末に臨時に支払われる賃金、これについてはこの答申を見ると、いずれもこれをなくしようとして書いてないですね。ところがなくしておる、こういうことですね。それから一般失対に働く人方、緊急失業対策法のもので働く一般失対労働者については、これは身分は何ですか。特別職の公務員という形で取り扱つていくわけですか。先ほど来いろいろ事業について民間の事業に云々というふうなお話もございませうが、この点はどういうふうな取り扱いになるわけですか。

○住政府委員 臨時の賃金の問題でございませうが、

これは私も現在の失対事業の性格から見まして、それから一般民間の雇い労働者に対してのそういう制度があるかどうか、こういう観点からいたしまして、臨時の賃金いわゆる夏期、年末のボーナスのような制度は、これは失対事業とはなじまないもの、こういうように考えておるわけでございますが、しかし、たとえば雇用審議会の答申におきまして、失対事業に就労する者に対する臨時の賃金については、これまでの経過より期末手当の社会的慣行等に十分注意する必要があります。しかし現在の運営には問題がありますので、「就労者の生活に激変を与えない範囲において、支給条件等の改善について検討を加えること。」あるいは職業安定審議会の建議におきましては、「従来の経緯にかんがみ、実質的にはこの給付が継続すると同様の方法を講ずること。」というようにございまして、実は制度そのものについてはこの答申、建議ともに直接には触れられておりません。ただいすれにいたしましても、就労者の生活に激変を与えないとか、あるいは実質的には給付が継続すると同様の措置をとるべし、こういうことでございまして、私も実際の運用にあたりましてはこういう答申、建議の趣旨は十分尊重してまいりたい、こういうように考えておるわけでございます。

それから第二点の身分の問題でございますが、特別職の公務員であるということについては従来と変わりはない、こういうように考えております。○田畑委員 特別職の公務員だとすれば、従前と同じ取り扱い、同じ身分として処遇されるわけでありまして、そこで大臣と同じ特別職の公務員です。あなたは一般職の公務員。だから身分は従前どおりであるし、また従前の制度そのままを維持するわけなんだから、そしてまた答申の内容も、これはいままでの慣行を尊重し、あるいは生活に急激な変化を与えちゃならぬ、こういうことなんです。臨時の給与だけを打ち切るということとは、私はこの答申の精神から見ても、またこの制度の長い慣行から見ても、また今日まで特別職の

公務員という身分で国家から給付を受けておる一般失対に働く人の方の従前の地位や、あるいはまたその一方の感情という面から見た場合、今度のこの法律については、労働省が非常に答申を無視した、そういう立法の提案である、このように私は指摘したいわけなんです。しかし、これはまあいずれそのときになお深く質問をすることにしまして、そこで私は炭鉱離職者の問題について少し触れていきたいのですが、この炭鉱離職者の緊急就労事業ですね。本年度は三千九百名、四十五年度は四千三百名、これは四百名減っておるわけですね。この緊急就労事業の予算の人のワケというものは、毎年毎年こう減つておりますが、これはそのように離職者が減ったということなのか、あるいはそれとも、一般失対をだんだんこう減らしてきておりますが、同じ思想に基づいて炭鉱離職者の緊急就労についても固定化してはいかぬ、できるだけ漸減をはかり、将来はこれをなくしていこう、そういう思想のもとで毎年こう予算人員が減ってきておるのか、その点はどうか。

○遠藤政府委員 緊急就労対策事業につきましては先生御承知のとおり炭鉱離職者臨時措置法でこの緊急就労事業という制度が以前定められておったわけでありまして、これが三十八年の法律改正におきまして、炭鉱離職者につきましては新たに手帳制度が設けられまして、当時それまでの事業収収方式をこの手帳制度に切りかえることに相なったわけでございます。そこでその切りかえの時点におきまして、当時約八千名ぐらいの就労者がございまして、こういった人たちに對する経過措置といたしまして、その臨時措置法からこの制度が排除された後にございまして、こういう人たちの予算措置によりまして従来の、それまでの緊急就労対策事業をそのまま続けていく。新しく出てくる人は全部手帳制度になります。当時の就労者につきましては、そういう就労者が新たに再就職なりあるいは自営なり、そうした形で自立するまでの間は継続実施していくことに相なったわけでございます。そういうことで年々この就

労者の中から就職なり自営なりという形で自立する人が出てまいりまして、そういう人たちの減少によりまして事業の規模が縮小してまいっております。来年度、四十六年度におきましては、四十五年度中に就職なり自営する人たちの数が大体五百六十名ございまして、その関係で四十五年度の四千三百に對しまして、来年度は事業規模三千九百ということに相なったわけでございます。

○田畑委員 この臨時措置法によつて緊急就労事業というものが実施されてきたわけですが、当初は法律にはつきりうたわれていた。それが三十九年の一月の閣議決定で三年延長、それから四十三年の一月三十日にまた閣議決定で三年延長、そして四十六年三月三十一日までこの緊急事業は継続すると、こうなつておるわけですね。過去幾たびか閣議決定によつてこの事業が実施されてきたわけ、当然この四十六年四月以降についても閣議決定なりの手続が踏まれることが妥当な措置だ、こう思うのでございしますが、どうも聞くところによると、閣議決定によらずして予算措置で継続していこうという考えのようであります。これは私は従前のいきさつから見ましても、どうして閣議決定の議を経ないままにいくのか、そのあたりが解せないわけで、従来の筋からいへば、やはりきちんと折り目、筋目をつけてやっていくというのがほんとうじゃないだろうか、こう考えるわけですが、その点はどうか。

○遠藤政府委員 緊急事業の実施につきましては、先生御指摘のとおり、法律でこの制度がなくなりまして直後、閣議決定によりましてこの事業の実施をきめてまいっております。その閣議決定の実施期限が実はこの三月三十一日で切れることに相なっております。この問題につきましては、閣議決定をしなければこの事業の継続実施ができないのかどうかという点につきましては、これは私も必ずしも閣議決定を要しないものであるというふうに考えておりますが、実はこの閣議決定をするかどうか、現在諸般の状況を勘案しながら検討中でございます。

来年度以降の事業実施につきましては、すでに本国会に提案いたしております予算の中に盛り込んでございます。それを閣議決定というように形であつてはどうか、その必要がどうしてもあるのかどうか、こういう点につきまして現在検討しておるような次第でございます。

○田畑委員 私はその点が幾ら考えても理解できないのです。いままでは二回ですが、閣議決定で延長手続をとつてきたわけですね。ところが四十六年の四月以降については、予算措置があればもう閣議決定も要らないのだというの、これはいかかとも思うのです。やはり離職者臨時措置法に基づいて、そうしてこの法律の附則の当該条文がもう失効しているわけですから、その後については三年ごとの閣議決定で事業を実施してきたとすれば、当然やはり、従来のいきさつから見ても閣議決定によつて仕事を進めていくというのが本来の行政運営である、行政の秩序から申してもそれが当然だ、こう思うのです。これは何かその辺に、閣議決定すると非常に問題がややかしくなつたり、場合によってはそんな仕事があるのかということと切られるような心配でもあるのかないのか。しかし、現実に緊急事業については四十年当時は五千八百名もあつたのが、今日は四千三百名、そしてさらにこれが三千九百名に、毎年だんだん減つていっておるわけでありまして、決してこれが財政硬直化を招くとか失業者を固定化するという心配は、その限りにおいてないと思ふのだが、堂々とどうして閣議決定に持ち込み得ないのか。今度の国会の労働省関係の法律を見ますと、ただ二つしか法律がないので、大臣も非常に安心しておいでのような顔色でございますが、こういう問題等についてはやはり閣議決定される、大臣の発言の機会ももっとひんぱんに持つ機会をつくること、労働省事務局として大事に大臣に対する忠誠ではないか。

○遠藤政府委員 この緊急就労対策事業の実施につきましては、閣議決定が過去において二回行なわれております。このいきさつはもう先生十分御承

知だと思ひますが、当時、三十八年の法律改正で炭鉱離職者臨時措置法の中の緊急就労対策事業の制度が廃止されました。この条項が失効したわけでございます。ところが現にその当時七千人からの就労者がございまして、この法律が廃止されたことによつてこの事業が打ち切られるのではないかと、非常に不安、動揺を起さねないやうな情勢でございました。こういった就労者の不安を解消するために閣議決定という措置をあえてとつたというのが、その当時の閣議決定を行なつたいきさつでございます。現在ですでもう法律が失効いたしまして数年にわたつてこの事業を実施いたしておりますが、その当時からこの事業に就労している人たちにございましては、できるだけ再就職あつせんをして、その再就職あつせんによつてこういう就労者がなくなるまでは続けるという基本方針には変わりはないと思ひます。

実は昨年も、この緊急就労対策事業が三月一ぱいで打ち切られるのではないかと、いろいろな懸念をもつた向きもかなりございまして、こういう点につきましては、従来の基本方針に変わりはないといふことで、極力納得をしていただきまして、いまではもうすでにそういう懸念はなくなつておるのではないかと考えております。またこの事業の実施につきましては、必ずしも閣議決定とか法律とかいう制度によらなくても、国会の議決を経て施行されます予算によつて実施が十分可能でございます。現に四十六年度そういうことで一応実施の予定はいたしておりますが、なおかつ閣議決定でそういった裏づけが必要であるといふことになれば、これはいま検討中と先ほど申し上げたとおりでございますが、諸般の情勢を十分考えまして上で、こういう措置をとるかどうかといふことについて最終的に決定したい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○田畑委員 遠藤部長の声もだんだん小さくなつたりするので、どういふわけか知らぬが、これ以上質問してもまずいのかという感じもする。同

情が先に出てくるので困つたものだと思つていますが、しかし、これは過去二回閣議決定で延長してゐるんですよ、二回も。そして減に人はだんだん減つておるわけです。ことしは三千九百名、しかもこれは、予算措置としてもやはり相当な予算ですよ。予算額が三十一億四千百万でしよう。だから、この仕事を継続なさるならば、過去二回も閣議決定してゐるんだから、堂々と閣議決定に基づいて仕事を進められるほうが、私は、いま遠藤部長が心配なさつてゐるやうな発言をほんとうに心配してゐる人方も、もっと安心してこの仕事に就業できると思ふのでございますが、この問題は大臣としても、私の質問をお聞きになつて、そんなことがあつたのかなといふことくらいはお感じになつてゐると思ふのですが、大臣、いかがお考へでしょうか。

○野原国務大臣 十分検討してみたいと思つております。

○田畑委員 私の言わんとすることもよく御理解願つたと思ひますので、そのことも頭に置いてよく御検討願つて、願わくば諸般の情勢——どういふことかよくのり込めませんが、根回しを、調整をしかとおやりになつて、やはり堂々と閣議決定をして、その仕事をまた何年か先まで延長する措置を講じられるよう切に願ひたいと思ひます。

それから産炭地域開発就労事業の予算を見ますと、四十四年度にこの制度ができてから吸収人員はずつと三千二百名ですね。四十四年も四十五年も四十六年度も三千二百名で事業を進めておられるわけでありまして、昭和四十六年度の予算を見ますと、三十五億をこえてゐるわけです。もっともいづれにいたしましても、さきの緊急就労事業の予算、また今回の産炭地域開発就労事業の予算と申しましても、石炭特別会計の予算のそれでございますが、この産炭地域開発就労事業予算については、三千二百名という就労人員は一向に変わりがないのですが、この三年間、正常雇用にあるいは常雇用用、あるいはその他の企業に就職の指導なり転職などについて何ら成果がなかつたのか

どうか、これはどういふことでしょうか。

○遠藤政府委員 産炭地域開発就労事業の規模につきましても、先生御指摘のとおり、四十四年度この事業が新たに開設されました当時から、本年度ないし来年、四十六年度につきましても、同じやうな三千二百名の規模で実施する予定にいたしております。この事業の性格につきましても、これも先生十分御承知のとおりでございます。産炭地域におきましては過去における失業者が滞留いたしてございまして、同時に、新たに炭鉱が閉山いたしまして、炭鉱離職者につきましては臨時措置法によつて手帳制度がございまして、こういった制度によりまして対処し得ないやうな関連企業から発生する失業者等が出てまいります。こういった人たちの再就職までの間の暫定的なつなぎといふことで開発就労事業を実施いたしまして、この事業によつて、工場団地の造成でございまして、その間に、そういった地域の開発に寄与し、同時に、それによつて雇用の需要を増大させるといった措置をとることによつて、こういった失業者の再就職を促進してまいりたい、こういう趣旨でございます。

この事業を実施いたしておりますのは、主として佐賀、長崎、北九州炭田地帯でございます。こういった地域におきましては、長年にわたる閉山によりまして、相当数の失業者が滞留いたしております。こういった人たちにこの事業に就労していただくことによつて、地域の振興とその生活の安定をはかつてゐるわけでございます。ところが、開発の効果は徐々に上がつてまいつておられます。こういった就労者が正常な民間雇用で復帰し得るだけの状態にはまだ十分達してゐないといふのが、こういった地域の実情でございます。と同時に、また最近でも新たな閉山もございまして、関連企業からの新しい失業者も発生してまいつております。こういった実情からいたしまして、この事業の三千二百という規模はそのまま維持してまいるのが適当であるといふことで、四十六年度も同じやうな事業規模を予定いたしておるわけでございます。

○田畑委員 四十四年の閉山は、全国では五十六の炭鉱で八百四十万トンの出炭規模のやまが閉山になつております。この一年間で炭鉱離職者が二万二千二百七十名出ておるわけですね。昨年四十五年一年間で、本年の一月末現在を見ますと、二十二炭鉱、四百七十七万トンの規模、ここから出てきた離職者が七千二百五十七名、こういったことになつておるわけですね。炭鉱離職者が集中的に発生したのは昭和四十四年、いわば第四次石炭政策の初年度で、そのやうな圧力というのが九州炭田における産炭地域開発、就労事業に吸収しなければならぬ多くの炭鉱離職者の滞留となつてあらわれたもの、こう考へておりますが、しかし四十五年は、いま申し上げたやうに四十四年ほどではないわけですね。もうあれから足かけ三年も経過するわけですね。一般失対についてもできるだけこれを減らして、就職支度金その他を支給して正常な雇用を持つて、こういった努力ですね、あるいは職業訓練その他を施して正常雇用で持つていこうとする努力、これはだんだん実を結んでおる、成果をあげておると思ひます。ただ産炭地域開発就労事業については、一昨年も昨年もことしもその中から一名も正常な職業に転換させ得ないといふことは、労働者としての職業安定行政から見ても非常な問題だ、こう思ふのです。遠藤部長さんはじめ住局長にも、この点どうお考へになつておるか、お聞きしたいと思ひます。

○遠藤政府委員 確かに事業規模が三千二百で三年間固定したやうな形になつておりますので、あたかもその就労者もそのまま固定してゐるかのやうにお受け取りいただいてゐるかと思ひます。この内容につきましても、先生御承知のとおり、失対事業なり緊急就労対策事業の就労者は、特に緊就の就労者につきましても、過去ずっと固定いたしてあります。その中から再就職の人たちが抜け出ていく、常用の職場に就職していくという形になつておりますが、産炭地域開発就労事業に就労してゐる人につきましては内容的には固定してあります。

せん。再就職なり自営なりでこの事業から自立していく人たちがかなりございます。と同時に、小規模ながらいろいろ閉山に伴いまして関連企業からの失業者が出てまいりまして、そういう人たちが新しく入ってきておる。そういうことで、言ってみれば、この就労者はその相当部分が、再就職によってこの事業から出ていった人と新しく入ってきた人、こういうことで新陳代謝が行なわれておるわけでありまして。ただ事業規模全体としては、こういった産炭地域の事情からいたしましてこの事業規模を維持することが必要であり、かつ妥当であらうということで、来年度同じ三千二百の規模を予定いたしておる、こういう実情でございます。

○住政府委員 失業対策部長が申し上げたとおりでございますが、実は、産炭地の開発就労事業、これはたしか四十四年度は後半から実施し、四十五年度は本格的なフルの操業、こういうような事情かと思っております。そこで、今後の情勢等を考えてみますと、やはりまだ石炭山の全山閉山とか、そういった事態が明年度も続く、こういうようなことも考えあわせまして、やはり本年度同様の規模の開発就労事業が必要である、こういうふうに私も判断をいたして、予算の御審議をお願いしておる次第でございます。

○田畑委員 いまのお二人のは、私はほんとうは答弁になっていないと思うのです。緊就事業については固定化しておる。そこに働く人が固定化しておるが、産炭地開発就労事業については新陳代謝がしきりに行なわれておる、こういうわけですが、しかし、いずれにしても予算を審議するのには、その制度の運用のいかんを判断するのには、やはり人員のワクナリあるいは予算の動きなりを見て判断する以外にないと思うのです。そういう意味においては、産炭地開発就労事業についても、当然両方がある。失対の制度に固定化するということとは、労働力の流動化の面から見ても、また本来の正常な雇用関係を維持することが労働者の個人の幸福であるという観点から見ても、それは許さ

れないことだ、こう思うのです。だから、そういう点において、将来産炭地開発就労事業についても、ここに働く人方についてもできるだけ正常な雇用に移換するよう努力すべきだと思うのだから、今後そのように労働省としても善処するかどうかということが第一点。

第二点として私お尋ねしたいのは、産炭地開発就労事業というのは、先ほどの御答弁にありましたが、九州の炭田に適用されておるわけでは、常磐とか北海道というものは適用されていないわけですね。いろんなきびしい条件があって、次官通達か何かによって適用する地域と適用しない地域とはつきりされておるわけですが、たとえば、今回日炭高松に閉山が起きた。また常磐炭の磐城炭礦所に集約的な離職者が出てきた。こういうことになってきますと、やはりまた、従来もそうでありましたが、今後北海道地域においても予測されないわけでもないわけでありまして、そういうことを考えてみますと、この産炭地開発就労事業について、いままでの基準というものは動かさないのか、あるいは状況の変化によって、は動かすのか、このあたりもあわせて御答弁を願いたい、こう思うのです。

○遠藤政府委員 この産炭地開発就労事業の就労者につきましても、失対なり緊就の就労者と同様に、正常な雇用につけるための努力、これはもう当然のことでございます。私どももこういって就労者につきましても、従来とも、できるだけ正常な雇用につけるようにとあつせん努力は続けてまいっておるわけでございます。今後ともそういう努力を続けてまいりまして、こういう事業実施の必要がでるだけ減少するように、そういう方向で努力したい、このように考えております。

次に、適用地域の問題でございますが、従来は実情から見まして、産炭地の特にこういって関係失業者の多数滞留いたしております北九州ないしは北松炭田でこの事業を実施してまいっておるわけでございますが、御指摘のように、今回新たに

日炭高松が閉山することになりました。また常磐が閉山というような事態が生まれようとしておりますが、こういった地区につきまして、炭鉱離職者につきましては、臨時措置法による手帳制度、就職機会の措置が適用されますので、この点につきましては、別途また手厚い援護措置が行なわれるわけでございます。その他のこういった閉山に伴います関連企業からの離職者あるいは失業者がどの程度に、どういう形で出るか、その実態に応じてこういった人たちの再就職促進援護対策を今後実施してまいりまして、こういって産炭地開発就労事業の実施ということも場合によっては必要があらうか、こういうふうに考えております。これらの情勢によって、こういう問題については十分検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○田畑委員 いま遠藤部長の答弁にありましたように、産炭地開発就労事業の適用、運用については十分実情に即して今後考えてもらいたい、こう思うのです。

さらに一つ、遠藤さんからお答え願ってくださったんですが、先ほど申し上げたように、一昨年から去年にかけて、いわばなだれ閉山という状況が起きておりますが、しかもその中にはいずれも大手の山があるわけですね。こういう炭鉱に発生した離職者が、その後どのような就職状況で新しい職場についておるのか。あるいは県内にあるいは地元、その地域にどの程度定着をし、あるいは県外にどのように移動しておるのか、ひとつはおおまかですがこうでございますが御説明をお願いしたいと思います。

○遠藤政府委員 最近閉山いたしました大口といましては山陽無煙とそれから羽幌炭鉱、この二つでございます。それから一年ほど前には雄別炭鉱が全面閉山になっております。この三つの炭鉱の離職者の再就職状況につきまして、手元に資料を持っておりませんので、正確な数字ではございませんが、おおまかな経過を申し上げますと、

雄別炭鉱につきましては、御承知のとおり町ぐるみ閉山というようなかっこうでございます。地元に残る人はほとんど皆無でございます。その離職者の約半数が北海道内、残りの半数が道外といえますが、本土のほうに就職いたしております。あとに残っておりますのは、ごく一部の身体障害者とか年齢の高い人たちがあつて少ない数字で残っております。それから羽幌炭鉱と山陽無煙につきましても、山陽無煙の場合は、これは実は地元の、地つきの人たちが約半数近くおりましたので非常に心配いたしておりましたが、地元の関係市町村の協力あるいは関係企業の協力等もございまして、いずれの場合も半数近くが県内、道内でございまして、あとの半数が県外、道外に就職いたしております。

いま残っておりますのは羽幌のほうで約二百名、山陽無煙で約百三、四十名かと思っておりますが、こういう人たちがまだ未就職の状態に残っております。概数として約九〇%が就職いたしております。残っております二百名ないしは百三、四十名の人たちは、この三月末の学校の関係等ございまして、それまでにその帰郷をはっきりさせようということで、目下就職あつせんをしておる段階でございます。こういう人たちににつきましては、四月の段階まではほぼ一〇〇%近く完了するものであらうというふうに考えております。これから出てまいります日炭高松、それから常磐、これは最近にない非常に大量の離職者の発生が予想されます。こういった点につきましては、現地に対策本部を早急に設置いたしまして同時に、現地相談所等を開設いたしまして、できるだけ、先生から再三御指摘がおりますように、地元優先という形で就職あつせんに当たりたいと思っておりますが、なおかつ地元で完全就職もむずかしいかと思っておりますので、他地域への転職希望の方ににつきましては、本人の希望をいれましてできるだけ有利な再就職をあつせんいたすように努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○田畑委員 これはしかとお答えを願いたしたので

職業安定法の第十九条を見ますと、こういふことが第二項に書いてあります。「公共職業安定所は、求職者に対し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならぬ。」これが紹介の原則として、はつきりうたわれておりますが、やはり私は、いまの私の指摘するような事例が、この職業安定法の第十九条の第二項にうたわれた原則によつて労働省が措置されることが最も適切である、このように考えておりますので、この際労働大臣の所見を伺ひまして、私の質問を終わりたいと、こう思ふのです。

○野原国務大臣　お答えいたします。

今回の常磐炭礦の問題、まことに重大な問題でございます。したがひまして通産省に申し上げま

して、全省をあげて全面的に総合施策のこれは必要でございます。特に、ただいま御指摘の職業紹介等はあくまでも地元優先というか地元を最重点に置きまして、必要な職業訓練等も、必要とあれば就職あっせんの人員を相当にふやしても、これはつとめる必要がある、あの地域の発展のためにも、またこうした産炭地域の新しいケースとして、ここには最も力を入れてやっていきたい、全面的に協力をする決意でございます。

○田畑委員 これで質問を終わります。

○伊東委員長代理 次回は明二十四日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散會